

## 第1章 総 則

節	計 画 名	ページ
1	計画の策定方針	共 2
2	防災責任者等の処理すべき事務又は業務の大綱	共 4
3	市の概況	共 12
4	計画の前提条件	共 16
5	防災ビジョン	共 18

## 第1節 計画の策定方針

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び千葉市防災会議条例（昭和38年条例第4号）第2条の規定に基づき、千葉市防災会議が作成する計画であって

- 千葉市、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集し……………
- 平常時からの災害に対する備えと……………
- 災害発生時の適切な対応を図る……………

ための大綱を定めることにより、

- 市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに……………
- 災害による被害を軽減することをもって……………
- 社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図る……………

ことを目的とする。

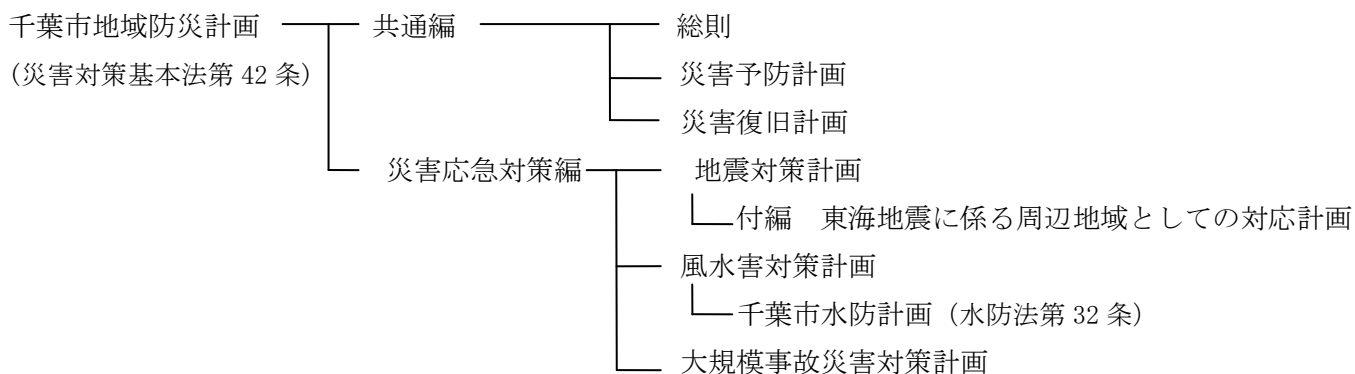
### 第2 計画の性格及び構成、災害の範囲

#### 1 計画の性格

- (1) この計画は、千葉市の市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務又は任務を含めた総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、防災関係機関、公共的団体及び市民の責任を明確にするとともに、各機関等が防災に関し行う事務、業務又は任務を有機的に結合した計画である。
- (3) この計画は、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を考えあわせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。

#### 2 計画の構成

この計画は、総則、災害予防計画及び災害復旧計画からなる「共通編」と、地震、風水害及び大規模事故災害に関する「災害応急対策編」の2編で構成し、各編に必要な資料を「資料編」として編集したものである。



### 3 この計画で扱う災害の範囲

- (1) 地震…地震による災害
- (2) 風水害…台風・大雨・高潮等による災害
- (3) 大規模事故災害…大規模事故等による災害

## 第3 他の計画との関係

### 1 県地域防災計画等との関係

この計画は、千葉県地域防災計画及び千葉県水防計画と整合性を図り策定したものである。

したがって、それらの計画と抵触することがあって、かつ避けることができないと認められるときは、千葉市防災会議において調整を図るものとする。

### 2 市総合基本計画との関係

この計画は、「ちば・ビジョン21」（千葉市基本計画）の諸施策と整合を図り、「安全で災害に強いまちづくり」の実現に向けて策定したものである。

したがって、基本計画に修正が生じ、この計画を修正する必要がある場合は、防災会議において調整を図るものとする。

### 3 部門計画との関係

この計画に基づく活動を行うにあたって必要な部門計画やマニュアルについては、本市各局区、防災関係機関等において予め定めるとともに、千葉市地域防災計画が修正された場合は、必要に応じた見直しを行い、職員に周知徹底を図るものとする。

## 第4 計画の修正

この計画は、防災に関する恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは、千葉市防災会議において修正する。

**第2節 防災責任者等の処理すべき事務又は業務の大綱**

**第1 市**

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。ただし、災害救助法が適用された場合において必要があるときは、知事の委任を受けて災害救助にあたることとなる。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 千葉市防災会議及び千葉市災害対策本部に関すること</li> <li>2 防災に関する組織の整備に関すること</li> <li>3 防災都市づくり事業の推進に関すること</li> <li>4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備に関すること</li> <li>5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備に関すること</li> <li>6 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導に関すること</li> <li>7 防災に関する訓練及び調査研究の実施に関すること</li> <li>8 災害時要援護者の安全確保に関すること</li> <li>9 警報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること</li> <li>10 避難所の開設に関すること</li> <li>11 情報の収集、伝達及び被害調査並びに災害時の広報に関すること</li> <li>12 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>13 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置に関すること</li> <li>14 緊急輸送道路及び緊急輸送の確保に関すること</li> <li>15 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること</li> <li>16 災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li> <li>17 災害を受けた幼児童及び生徒の応急教育に関すること</li> <li>18 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること</li> <li>19 その他災害発生の防除又は拡大防止のための措置に関すること</li> <li>20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること</li> <li>21 義援金品の受領及び配布に関すること</li> <li>22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること</li> <li>23 被災産業（事業者）に対する融資等の対策に関すること</li> <li>24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること</li> <li>25 被災者の生活再建支援に関すること</li> </ol>
消 防 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災、水害等の予防警戒及び防御に関すること</li> <li>2 人命の救出、救助及び応急救護に関すること</li> <li>3 消防、水防その他の応急措置に関すること</li> <li>4 火災、水害等の情報の伝達に関すること</li> <li>5 危険物の安全確保のための指導に関すること</li> </ol>
消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災、水害等の予防警戒及び防御に関すること</li> <li>2 地域住民の避難誘導及び救助に関すること</li> </ol>

第2 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること</li> <li>2 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること</li> <li>3 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること</li> <li>4 災害の防除と拡大の防止に関すること</li> <li>5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること</li> <li>6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関するこ と</li> <li>7 被災産業に対する融資等の対策に関すること</li> <li>8 被災県営施設の応急対策に関すること</li> <li>9 災害時における文教対策に関すること</li> <li>10 災害時における社会秩序の維持に関すること</li> <li>11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li> <li>12 災害時における交通、輸送の確保に関すること</li> <li>13 被災施設の復旧に関すること</li> <li>14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示及び、あっせん等に関するこ と</li> <li>15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市 間の相互応援協力に関すること</li> <li>16 災害救助法に基づく被害者の救助保護に関すること</li> <li>17 被災者の生活再建支援に関すること</li> <li>18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関す ること</li> </ol>
総務部消防地震防災課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務についての防災対策及び災害時における管内相互応援の協定 に関すること</li> </ol>
千葉地域整備センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の所管に係る河川、道路、橋りょう等の土木施設の保全並びに防災 対策に関すること</li> </ol>
千葉地域整備センター 千葉港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 港湾の管理、港湾施設の整備及び保全並びに防災対策に関すること</li> </ol>
水 道 局 (千葉水道事務所) (千葉水道事務所千葉 西支所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給水施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること</li> </ol>
千 葉 県 警 察 本 部 (千葉市警察部) (千葉中央警察署) (千葉東警察署) (千葉西警察署) (千葉南警察署) (千葉北警察署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における治安の維持、警察通信、交通対策、避難民の誘導等に関 すること</li> </ol>

第3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局 (千葉県情報通信部)	1 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事 5 津波警報の伝達に関する事
関 東 財 務 局 (千葉財務事務所)	1 金融機関等の指導に関する事 ※災害発生に際し、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で災害関係の融資の貸出、預貯金の払い戻し及び中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について金融機関等関係方面の指導を行う 2 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のための災害つなぎ資金に関する事 3 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会いに関する事 4 国有普通財産の管理及び処分に関する事
千 葉 労 働 局 (千葉労働基準監督署)	1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
関 東 農 政 局 (千葉農政事務所)	1 災害時における応急給食用の米穀の売却に関する事
関 東 地 方 整 備 局 (千葉国道事務所)	1 直轄国道の被災情報の収集に関する事。 2 直轄国道の応急復旧及び災害復旧に関する事。 3 直轄国道が災害により不通となった場合の迂回路の調整及び実施に関する事。
関 東 運 輸 局 (千葉運輸支局)	1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事 3 災害による不通区間における、う回輸送等の指導に関する事 4 災害時における応急海上輸送に関する事 5 応急海上輸送船舶の緊急修理に関する事

東京航空局 成田空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し安全を確保するための必要な措置に関する事 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
千葉海上保安部	1 海上災害の発生及び拡大の防止に関する事 2 港則及び危険防止のための船舶交通の制限に関する事 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関する事 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関する事
東京管区气象台 (銚子地方气象台千葉測候所)	1 気象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関する事 2 異常気象時における予報及び警報等の発表及び通報に関する事 3 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事

#### 第4 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 校 高 射 学 校	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査に関する事 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 (3) 千葉県地域防災計画及び自衛隊派遣計画に基づく防災に関する訓練の実施に関する事 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事 (2) 災害救援のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付譲与に関する事

第5 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本電信電話(株) 千葉支店 ※以下「NTT東日本(株) 千葉支店」とする。	1 電気通信施設の整備に関する事 2 災害時における緊急通話の取扱いに関する事 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社千葉県支部	1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産・死体の処理（一時保存除く）の救護の実施に関する事 2 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事 3 義援金品の募集、配分に関する事 4 輸血用血液の確保、供給に関する事 5 その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 千葉放送局 ※以下「NHK千葉放送局」とする。	1 市民（県民）に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 2 市民（県民）に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 3 社会事業団体等による義援金品の募集、配分に関する事 4 被災者の受信対策に関する事
東京電力(株) 千葉支社	1 災害時における電力供給に関する事 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
東京ガス(株) 千葉支店	1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関する事 2 ガスの供給に関する事
東日本旅客鉄道(株) ※以下「JR東日本(株）」 とする。 日本貨物鉄道(株)	1 鉄道施設等の保全に関する事 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
日本通運(株) 千葉中央支店	1 災害時における貨物（トラック）自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
東日本高速道路(株) 千葉・市原管理事務所	1 有料道路（京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線）の保全に関する事 2 有料道路（京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線）の応急復旧工事の施工に関する事
成田国際空港(株)	1 災害時における空港の運用に関する事 2 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事
郵便事業(株) 千葉支店 郵便局(株) (千葉中央郵便局) (若葉郵便局) (美浜郵便局) (花見川郵便局) (千葉緑郵便局)	1 被災者救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除に関する事 2 郵便振替による被災者救援のための寄付金送金の無料扱いに関する事 3 被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する事 4 為替貯金業務及び簡易保険、郵便年金業務の非常取扱いに関する事



第6 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社団法人千葉県医師会 (社団法人千葉市医師会)	1 医療及び助産活動に関すること 2 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
社団法人千葉県歯科医師会 (社団法人千葉市歯科医師会)	1 歯科医療活動に関すること 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
社団法人千葉県薬剤師会 (社団法人千葉市薬剤師会)	1 医薬品の調達、供給に関すること 2 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
千葉県道路公社	1 有料道路(千葉外房有料道路)の保全に関すること 2 有料道路(千葉外房有料道路)の応急復旧工事の施工に関すること
京成電鉄(株) ※自動車部千葉営業所	1 鉄道施設等の保全に関すること 2 鉄道及びバスによる救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
千葉都市モノレール(株)	1 軌道施設等の保全に関すること 2 軌道による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
社団法人千葉県トラック協会	1 災害時における救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること 2 協会と各事業者との連絡調整に関すること
社団法人千葉県バス協会	1 災害時における救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること 2 協会と各バス事業者との連絡調整に関すること
大多喜ガス(株) 千葉事業所	1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
千葉ガス(株)	1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	1 市民(県民)に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2 市民(県民)に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
社団法人 千葉県エルピーガス協会	1 災害時における高圧ガス等の貯蔵及び輸送の保全に関すること 2 災害時における高圧ガス等の供給に関すること 3 被災施設の応急処理と復旧に関すること

## 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(株)ケーブルネットワーク千葉	1 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
千 葉 港 運 協 会	1 災害時における救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること
千 葉 市 建 設 業 協 会	1 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること 4 その他災害時における建設活動の協力に関すること
千 葉 市 上 下 水 道 指 定 工 事 店 協 同 組 合 県 水 道 局 指 定 工 事 店 組 合 千 葉 市 下 水 管 路 維 持 協 同 組 合	1 災害時における上・下水道の復旧活動の協力に関すること
千 葉 県 石 油 商 業 組 合	1 災害時における石油等の貯蔵及び輸送の保全に関すること 2 災害時における石油等の供給に関すること 3 被災施設の応急処理と復旧に関すること
農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 農 林 水 産 業 関 係 団 体	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 農作物、林産物等の災害応急対策の指導に関すること 3 被災農林家に対する融資及びあっせんに関すること 4 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保、あっせんに関すること 5 災害時における食糧及び物資の供給に関すること
千 葉 商 工 会 議 所 土 気 商 工 会 そ の 他 商 工 業 関 係 団 体 大 規 模 産 業 施 設	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること
病 院 等 経 営 者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社 会 福 祉 施 設 管 理 者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における入所者の保護に関すること
学 校 法 人	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における文教対策に関すること
金 融 機 関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
危 険 物 ・ 有 毒 物 等 保 管 施 設 、 地 下 街 の 管 理 者	1 安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること

日本赤十字社千葉県支部 千葉市地区 (千葉県赤十字奉仕団)	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること</li> <li>その他災害応急対策についての協力に関すること</li> </ol>
千葉市町内自治会 連絡協議会 自主防災組織 (町内会、自治会) 千葉市女性団体連絡会	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難者の誘導及び災害時要援護者等の発見、安否確認、救出救護の協力に関すること</li> <li>被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること</li> <li>被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること</li> <li>自主防災活動の実施に関すること</li> </ol>
社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>ボランティアに関すること</li> <li>災害時要援護者等の発見・支援に関すること</li> <li>生活福祉資金の貸付に関すること</li> </ol>
財団法人 千葉市防災普及公社	<ol style="list-style-type: none"> <li>市民に対する防災知識・技術の普及に関すること</li> <li>震災時における出火防止対策の推進に関すること</li> <li>震災時における初期消火体制の確立に関すること</li> <li>応急手当の普及啓発に関すること</li> <li>防火物品の普及推進に関すること</li> </ol>

## 第8 市民及び事業所等

機関の名称	事務又は業務の大綱
市民	<ol style="list-style-type: none"> <li>自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、住宅の耐震診断・改修等の予防を図る。また、食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じる。</li> <li>市及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与する。</li> <li>住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努める。</li> </ol>
事業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与する。</li> <li>集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努める。</li> <li>事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</li> <li>事業所等は、鉄道等の交通機関の不通時において、従業員の一斉帰宅を防止し、帰宅困難者対策を行うよう努める。</li> </ol>
ボランティア団体	<p>普段から構成員間の連携を密にして活動体制の準備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。</p>

### 第3節 市の概況

#### 第1 自然的条件

##### 1 位置

###### (1) 位置

千葉市は、首都東京（都心）の40km圏にあり、東京湾奥の東部に位置する。

###### (2) 緯度、経度

千葉市役所（中央区千葉港1番1号）の緯度、経度は次のとおりである。

東 経	140° 06' 35"
北 緯	35° 36' 14"

###### (3) 隣接市町

千葉市の隣接市町は、次のとおりである。なお、西は東京湾に面している。

東	八街市、東金市、大網白里町
南	市原市、茂原市
北	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市

##### 2 面積及びひろがり

千葉市の面積及びひろがりは、次のとおりであり、千葉県面積の約20分の1を占める。なお、海岸線延長は約21kmである。

		ひろがり	
面積	公有水面埋立	東西	南北
272.08k m <sup>2</sup>	33.88 k m <sup>2</sup>	25.6Km	24.5Km

##### 3 地形・地質

千葉市の地形は、市域の5分の4を占める下総台地、台地と東京湾との間に形成された幅の狭い低地及び海面の大規模な埋立等による人工地形に大別できる。

下総台地は、千葉県北部一帯を占め、標高20～100mの比較的平坦な地形を形成している。

千葉市における下総台地は、印旛沼側と東京湾側の分水界となりながら、南東～北東方向に標高を減らし、緑区土気町善勝寺付近96.6m、緑区越智新田付近67.9m、若葉区大宮台付近36.3m、花見川区千種町付近27.5m、中央区都町付近5m、そして平均標高が21mの台地となっている。

また、「低地」は、東京湾にそそぐ都川・印旛放水路（花見川）沿いの谷底平野やはん濫平野、村田川下直から都川下流にひろがる海岸平野からなる。

谷底平野は、多くの場合都市化の進展により埋め立て造成されており、花見川区の募張本郷やこてはし台、稲毛区あやめ台、若葉区のみつわ台、小倉台、千城台、そして緑区のおゆみ野などは大規模な人工改変地となっている。

はん濫平野も都川、花見川下流で大規模な盛土がなされている。

また、海岸平野も盛土化が進んでいる。

地質については、「台地」は、地表近くに関東ローム層が分布し、その下位に砂層（成田層）、さらに台地の基底をなす粘土層となっている。

「低地」を構成する地層は、いわゆる軟弱地盤を形成する沖積層が主体となっている。

#### 4 気象

気象は、東京湾に面した海洋性の気象であり、関東平野中心部の気象区に属し、年間平均気温 15.8℃で、1年を通じおおむね温暖な気候となっている。

また、降水量は年間約 1,314.5mm と全国平均を下回っている。

※最近 10 年の気象概況（資料 1-2）

## 第 2 社会的条件

### 1 人口

#### (1) 人口と世帯

東京都心から 40km 圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和 30 年代から 50 年代前半にかけて急激に増加した。

平成 21 年 4 月 1 日現在の人口は 950,498 人で、世帯数は 397,140 世帯である。近年人口の伸びは緩やかに推移している。

平均世帯人員は、平成元年以降 3 人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。

平成 17 年国勢調査による年齢別人口は、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 69.2%（全国平均 65.8%）となっており、老年人口（65 歳以上）は 16.5%（全国平均 20.1%）と低く、相対的に若い人口構成となっている。しかし、出生率の低下により高齢化が進んでいる。

（平成 21 年 4 月 1 日現在）

人	□	世 帯 数	人口密度(人/k m <sup>2</sup> )	1 世帯当り人口
950,498 人		397,140 世帯	3,493	2.39 人

#### (2) 行政地域別人口と世帯数

地域別に見ると、市街地中心部である中央区と、東京に近い花見川区の人口が大きい。また、年齢構成を見ると、美浜区では比較的高齢者が少ないが、将来的には急激な高齢化が想定される。

高齢者の多い地域は、災害時の行動に劣るために適切な救援、指示等の働きかけが必要となる。また、若年層が多い地域には、市の防災についての広報や自主防災組織の結成を促し、また、地域

ごとの公的施設を整備し、地域としての連帯を深め、災害時に団結した行動がとれるよう働きかけることが必要である。

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区
人 口	194,660	180,759	154,660	150,718	119,917	149,784
世 帯 数	89,492	75,291	66,631	60,592	43,188	61,946
人口密度(人/ k m <sup>2</sup> )	4,344	5,279	7,278	1,790	1,806	7,079
1 世帯当り人口	2.18	2.40	2.32	2.49	2.78	2.42

### (3) 昼夜間人口

千葉市街中心部や幕張新都心部は、昼間人口や移動中市街を訪れる人が多く、災害発生時には、二次災害に多く注意を要する地域である。

(平成 17 年国勢調査)

夜間人口	昼間人口	流出人口	流入人口
919,550 人	894,027 人	200,816 人	175,293 人

## 2 交通

### (1) 道路

千葉市の基幹道路網は、東京・成田・東金・内房の各方面を結ぶ東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、京葉道路及び千葉東金道路から構成され、市域内には、12箇所のインターチェンジが設置されている。

さらに、広域道路として千葉都心部を中心に国道14号、16号、51号、126号及び357号並びに千葉鎌ヶ谷松戸線、千葉茂原線、生実本納線（千葉外房有料道路）等の主要地方道が放射状に伸び周辺市町村と連絡している。

### (2) 鉄道等

千葉市の鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の大動脈となるJR総武線、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。

市内には、JR線18駅、京成線13駅及び千葉都市モノレール18駅の合計49駅が設置され、それぞれを中心として市街地が形成されている。なかでも千葉駅は、JR・私鉄各線・バス路線のターミナル駅として、あるいは市内内陸部や周辺市町へのアクセス駅となっており、乗降客は1日約20万人を数える。

そのほか、乗降客が1日約3万人を超える駅として、JR幕張本郷駅（約5万人）、幕張駅（約3万人）、新検見川駅（約5万人）、稲毛駅（約10万人）、西千葉駅（約5万人）、都賀駅（約4万人）、蘇我駅（約6万人）、鎌取駅（約3万人）、海浜幕張駅（約10万人）、検見川浜駅（約3万人）、

稲毛海岸駅（約 5 万人）がある。

私鉄線各駅は、京成千葉駅（約 2 万人）、千葉都市モノレール千葉駅（約 2 万人）のほかは、いずれも 2 万人に満たない。

JR 京葉線各駅の乗降客数はなお増加しているが、その他の駅については、市の人口の増加が緩やかになるのに伴って、ほぼ横ばいとなっている。

### 3 産業経済

千葉市は、昭和 25 年川崎製鉄誘致、29 年東京電力誘致を契機として、産業経済の骨格を形成してきたが、平成元年幕張メッセ開場以降は幕張新都心へのコンベンション及び業務機能の集積、あるいは千葉土気緑の森工業団地への研究開発機能の集積などの新たな動きも見られている。

商業及びサービス業は、都心部を中心に高い集積があり、生活関連サービスでは周辺地域への供給拠点となっているなど県都としての中心性を持っている。

一方、製造業は、京葉臨海工業地帯として形成された千葉港周辺部のほか、内陸部にも鉄鋼、食料品、一般機械等が集積している。

農業は、首都圏の大消費地に隣接した立地条件を生かし、市民に新鮮で安全な食糧を安定的に供給するほか、農林地は防災・環境保全等多面的かつ公益的機能を有し、経済価値も高い。

### 4 土地利用

千葉市の土地利用の状況は、住宅地・商業業務施設用地・工業用地等都市的土地利用がなされるのは約 59%、残りの約 41%は農用地・森林など自然的土地利用となっている。

都市的土地利用は、主として市の中心部から西側や臨海部に、農林業的・自然的土地利用は、東部内陸部や北部に多く分布し、市域全体として緑と水辺に恵まれ、本市の個性を形成しつつある。

しかし、宅地の細分化やミニ開発も依然として多く、これらは防災整備上ふさわしくない。

今後は、ミニ開発によるスプロール等の進行を抑制していくよう身近な市街地環境をよりきめ細かに誘導する必要がある。

幕張方面は、新都心として大規模に整備され、防災上良好な市街を形成している。ただし、埋立地は、液状化や地盤沈下等の被害を受けやすいという問題点があるため十分な注意が必要である。

工業地は、主として、臨海部、内陸部に大別される。これらの工業地等には火災や爆発等の危険性を持つ施設が集中するため、十分な防災対策が各事業者において行われていなければならない。これらに対する指導や監視についても絶えず適切に行っていく必要がある。

一方、都市計画法に基づく市街化区域は、平成 18 年度末現在で市域の 47%にあたる 12,881ha となっている。その用途地域別内訳は、住居系が 74%を占めており、住宅都市としての性格が強い。その他、商業系 7%、工業系 19%となっている。

## 第4節 計画の前提条件

### 第1 地震被害想定

本計画の前提条件として設定する被害想定は、「千葉市地震ハザードマップ作成業務報告書」（平成20年度）に基づき、下記のとおりとする。

なお、下記以外の被害想定項目については、「千葉県地震被害想定調査報告書」（平成19年度）によるものとする。

※地震ハザードマップ（資料4-6）

#### 1 想定地震

想定地震名：東京湾北部地震

マグニチュード：7.3

地震タイプ：南関東直下のマグニチュード7クラスの地震

想定ケース：冬の18時

#### 2 被害想定

被害想定項目		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計
建物被害	全壊（棟）※1	7,751	2,532	2,741	1,231	645	1,014	15,913
火災被害	全焼（棟）※2	1,042	293	316	64	10	63	1,788
人的被害	死者（人）	513	169	186	80	43	55	1,046
避難者	避難所生活者（人）	53,370	34,295	32,940	21,532	15,049	37,609	194,794
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（所）*3		23	24	13	25	18	0	103

（注）数値は小数点以下を含み、合計は整合しない場合がある。

※1 揺れ、液状化、急傾斜地崩壊によるもの

※2 全壊建物含まない

※3 傾斜度30度以上、高さ5m以上で、5戸以上の人家等に被害を及ぼすそのある急傾斜地

※急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所（資料4-2）

### 第2 風水害被害

千葉市内の主な河川として、印旛放水路（花見川）、鹿島川、村田川、都川、葭川、支川都川、浜野川、坂月川、生実川、勝田川があげられる。特に、都川はその流域が市域面積の約4分の1を占める。

過去には、浜田川、印旛放水路（花見川）、草野水路、都川、葭川、準用河川生実川、浜野川などに接続されている排水路沿いの低地での排水不良による内水はん濫の被害が多発していた。特に、浜田川、生実川周辺（花見川区幕張町、中央区蘇我2丁目）は、水害の常襲地域であった。また、平成5年8月の台風11号の影響により都川下流域で大規模な浸水被害があった。これらの浸水被害は、河川改修及び下水道施設・都市下水路等の整備により、全体としてかなり減少している。



しかしながら、近年の都市化の進展に伴い雨水が浸透しにくくなり、雨水流出量が大幅に増大し、短時間に一気に低地部へ集中するようになってきている。また、ヒートアイランド現象が原因と思われる局所的な集中豪雨（通称：ゲリラ豪雨）が頻発するようになってきている。このため、雨水排水施設の整備が完了した既成市街地などの窪地で局所的な浸水被害が発生するようになってきている。

今後、河川の改修や下水道施設の整備を進めるとともに、雨水流出量の抑制のため、貯留・浸透施設を積極的に設置するほか、ソフト対策として、内水ハザードマップの作成や地域住民自らの災害対策を支援する対策などが望まれる。

また、土砂災害については、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの3種類があるが、千葉市域内においては、がけ崩れに関して土砂災害警戒区域等の指定候補地が292箇所千葉県により指定されている。

※近年の風水害による災害記録（資料1-3）

※千葉市域を流下する河川（資料1-4）

※洪水ハザードマップ（資料4-7）

※大雨の時、通行に注意を要する道路（資料4-9）

## 第5節 防災ビジョン

### 第1 計画の理念

市の地域特性や今後の都市としての開発動向を踏まえた地域防災計画策定及び運用の指針として、以下の3点を計画の理念とする。

#### 計画の理念

- 1 「安全で災害に強い千葉市」となるようまちづくりを進める。
- 2 「災害に強い市民」「災害に強い防災機関職員」として、自らを鍛える。
- 3 「災害発生時への適切な対応をするためのハード・ソフト両面にわたる備え」を怠らない。

### 第2 基本目標

以上のような計画の理念により、この計画で達成すべき基本目標は、次の9項目とする。

これら9項目は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき達成状況の見直しを行いつつ、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まなければならない。

#### 基本目標

- 1 被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化
- 2 災害時要援護者の安全確保のための環境整備
- 3 防災拠点施設の整備並びに強化
- 4 市民・職員の災害時行動力の強化
- 5 地域・事業所における防災体制の強化
- 6 実践的な防災訓練の実施
- 7 役割分担と連携方法の明確化
- 8 事態の推移に対応した作業手順の具体化
- 9 地域災害特性をふまえた救援救護対策の確立

#### 1 被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化

延焼火災の発生を防止することができれば、地震により発生するおそれのある一・二次災害のかなりの部分は軽減される。

また、ブロック塀や自動販売機、看板等の落下・倒壊の危険性を解消すれば、地震時の一・二次災害は最小限度にとどめられる。

さらに広域的な延焼火災が発生しても、緊急に難を避けることが出来る「避難道路網」や「安全避難地帯」が確保されれば、生命の安全だけは確保できる。

行政、市民、事業所がそれぞれの持ち分において、「被害を発生させない、拡大させないまちづくり」に相応の貢献をしなければならない。

## 2 災害時要援護者の安全確保のための環境整備

一般に高齢者や幼児の災害時における自衛行動力は、その他の年令層の市民に比べ、体力や判断力の点で、やや不十分であると想定される。

障害者や日本語の理解が十分ではない外国人等も自らの安全を確保するためには、家族や周囲の人々の「介助支援」が必要となる。

しかし、災害発生時の混乱した状況のなかで、事前の準備なしに「介助支援」が常に期待できるわけでない。また、最悪の場合、他人の「介助支援」が全くないケースも想定される。

まちづくり計画のなかでできること、コミュニティ活性化のための計画の中でできることを検討し、ノーマライゼーション（共生）の理念に立った「災害時要援護者の安全確保のための環境整備」を進めていかなければならない。

## 3 防災拠点施設の整備並びに強化

千葉市の自然的、社会的地域防災特性をふまえ、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自・各コミュニティ・各区が独力で事態に対処（分散防御）し、そして市・区本部の適切な指揮のもと連携（集中防御）する能力が要求される。

「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスのとれた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となる施設が整備され強化されておかなければならない。

## 4 市民・職員の災害時行動力の強化その他ソフト面の充実（その他5項目）

災害時への備えを可能な限り尽くして、なお、不測の事態に際して災害を最小限度にとどめるため、市（区）、防災関係機関、事業所、団体及び市民は、災害時行動力の強化に努め、ソフト面の充実を図らなければならない。

## 第2章 災害予防計画

節	計 画 名	ページ
1	防災体制の整備	共 21
2	安全で災害に強いまちづくりの推進	共 28
3	被害の軽減	共 38
4	都市公共施設の災害対応力の強化	共 53
5	安全避難の環境整備	共 62
6	災害時要援護者の安全確保	共 68
7	緊急輸送の環境整備	共 72
8	救援・救護体制の整備	共 75
9	備蓄体制の整備	共 81
10	防災行動力の向上	共 84

## 第1節 防災体制の整備

### 第1 防災組織の整備

担 当	責 任 者	市民局長 保健福祉局長、区長、消防局長、各施設・事業所等所管の局長
	関 係 機 関	各項目に記載

災害発生時に、市民の生命を守り、被害を最小限にとどめるため、市を中心とする防災関係機関及び地域住民、事業所等の各レベルで、迅速な防災活動を開始するための組織をあらかじめ整備する。

あわせて、ボランティア活動が円滑に行えるよう環境整備を図るとともに、ボランティア意識の育成に努める。

#### 1 市

##### (1) 市防災会議

###### ア 設置の根拠等

- ・災害対策基本法 第16条
- ・千葉県防災会議条例 (資料2-1)
- ・千葉県防災会議運営要綱 (資料2-2)

###### イ 所掌事務

- ・地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ・市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ・その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

###### ウ 組織

- ・千葉県防災会議の構成 (資料2-3)

##### (2) 市災害対策本部

###### ア 設置の根拠等

- ・災害対策基本法 第23条
- ・千葉県災害対策本部条例 (資料2-7)
- ・千葉県災害対策本部運営要綱 (資料2-8)

###### イ 所掌事務

地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防計画、災害応急対策及び応急復旧対策を実施すること。

###### ウ 組織

- ・千葉県災害対策本部条例 (資料2-7)
- ・千葉県災害対策本部運営要綱 (資料2-8)

#### 2 県

県は、市町村を包括する団体として、次の防災組織を設置することとしている。

- (1) 県防災会議
- (2) 県災害対策本部
- (3) 県水防本部

### 3 防災関係機関

市域を所管又は市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」（以上国の機関）、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」（以上公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、県知事が指定するもの）、及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災業務計画、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、その改善に努める。

### 4 自主防災組織

#### (1) 根拠及び目的

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の推進を図るため、自主防災組織の設置促進に努める。

なお、自主防災組織の結成促進にあたっては、原則として町内自治会組織を単位として行う。

－ 災害対策基本法第5条第2項 －

市町村長は、(中略) 区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

#### (2) 組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、各地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については、自主防災組織規約を設けておく必要がある。

そのための「統一様式」を活用し、各地域の実態を踏まえた自主防災組織規約の整備を引き続き促進する。

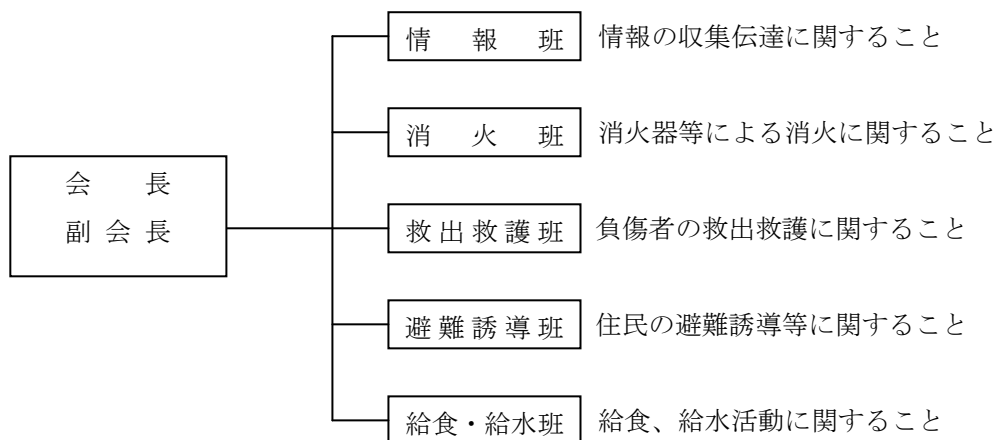
#### (3) 組織系統及び活動内容

自主防災組織の組織系統とその活動内容については、各地域の実態を踏まえ、自主的に決定されるべきことであるが、市は、防災会防災計画のモデル様式を定めている。

以下にそのあらましをあげる。

ア 組織系統

自主防災組織系統図(例)



イ 活動内容

平常時の活動	災害時の活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する知識の普及</li> <li>○防災訓練の実施</li> <li>○町の安全点検の実施</li> <li>○防災用資機材の整備・点検</li> <li>○避難場所・避難体制の確認</li> <li>○その他地震等災害の予防</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内の防災情報の収集・伝達</li> <li>○出火防止及び初期消火</li> <li>○負傷者の救出・救護</li> <li>○避難誘導</li> <li>○給食・給水・救援物資の配布</li> </ul>

5 施設の防災組織

学校、病院その他多数の人が出入りする施設は、その社会的責任に基づき自らの負担と責任において、災害を防止軽減するため最善の努力を払うとともに、防災組織を結成し、防災対策を着実に実施する。また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

なお、その具体的な活動内容は、次に示す事業所等に準ずる。

6 事業所等の防災組織

事業所（企業等）は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により「消防計画」を作成すべき事業所である場合はもちろん、地域の安全と密接な関連がある場合においては、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

また、事業所は、自主的な防災組織の編成に努めるとともに、周辺地域の自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう努めるものとする。また、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

その具体的な活動内容については、おおむね次のとおり行うものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達方法の確立
- (4) 火災その他の災害予防対策
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護対策
- (7) 地域の防災活動への協力

なお、平成 21 年 6 月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防局は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

－ 消防法第 8 条 －

学校、病院、工場、事業所、百貨店（一中略一 大規模な小売店舗を合む）複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、（中略）当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、（中略）、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

## 7 ボランティアの育成

災害が発生した場合、行政及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。このような事態に備え、ボランティアの協力活動が円滑に行えるよう、環境整備を図るとともに、平常時からボランティアについて広く市民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努める。

- (1) 「防災とボランティアの日（1月17日）」及び「防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）」期間において災害時におけるボランティア活動等の普及・啓発事業を推進する。
- (2) 「市政だより」等による市民ボランティアのPRを行う。
- (3) 各種団体等へ直接呼びかける。
- (4) 防災講演会や防災訓練等におけるボランティア活動のPRを行う。

## 第2 地区防災拠点の整備

担 当	責 任 者	市民局長
		各施設所管の局長

大規模災害が発生し、各地域が交通や通信手段等の一時的混乱により相互の連絡が困難になったり、防災機関中枢の被災により、一時的に孤立無援の状態に陥るような最悪の事態を想定し、地区防災拠点として、「地域拠点」及び「コミュニティ拠点」を整備する。



### 1 地域拠点の整備

地域拠点は、各地域が一時的に孤立無援の状態に陥るような場合においても、必要不可欠な災害応急復旧対策を単独で講じるための市の現場活動拠点となる。そのため、各区役所及び市民センターに、以下の機能をもつ施設又は設備を整備する。

なお、整備にあたっては、災害危険度の高く、応急対策実施の緊急性の高い行政区又は地域から順次行う。

地域名	施設名	所在地	整備すべき主な機能
中央区	区役所庁舎	中央区中央 3-10-8	①情報の収集・提供のための通信・広報機能 ②防災活動用資機材の備蓄 ③食糧等救援物資の備蓄 ④平常時の防災教育の場
花見川区	区役所庁舎	花見川区瑞穂 1-1	
稲毛区	区役所庁舎	稲毛区穴川 4-12-1	
若葉区	区役所庁舎	若葉区桜木北 2-1-1	
	泉市民センター	若葉区高根町 963-4	
緑区	区役所庁舎	緑区おゆみ野 3-15-3	
	土気市民センター	緑区土気町 1634	
美浜区	区役所庁舎	美浜区真砂 5-15-1	

### 2 コミュニティ拠点の整備

コミュニティ（中学校区）拠点は、地域拠点を補完し、より地域地区に密接した施設として、以下のような設置候補施設のうちから、災害危険度の高く、応急対策実施の緊急性の高いコミュニティから順次整備を行う。

設置候補施設の区分	整備すべき主な機能
市立小、中、高等学校	①情報の収集・提供のための通信・広報機能 ②防災活動用資機材の備蓄 ③その他救援物資の備蓄
公民館、コミュニティセンター	
その他の市施設	

### 第3 広域防災拠点の整備

担当	責任者	市民局長
		都市局長

蘇我臨海部に立地する「千葉市蘇我スポーツ公園」は、広域的な防災拠点としての機能を有した施設として整備されていることから、大規模災害発生時における本市の「広域防災拠点」として位置づけ、救援、復旧、復興のための後方支援型活動拠点としての運用を図る。

また、本施設は、緊急輸送道路（国道357号）に隣接していること、ヘリポートが整備されること、

大深水耐震バースを有する港湾に近接していることなど、陸・海・空からのアクセスが可能であることから、国・県等より要請があった場合は、東京湾臨海部の広域的な防災ネットワーク拠点としての運用も想定するものとする。

なお、災害発生時の具体的な運用方法については、各施設の整備状況等を踏まえ、あらかじめ詳細を定めておくものとする。

施設	防災機能	備考
蘇我球技場	現地対策本部 物資集配、集積、荷捌きスペース 救護医療スペース 復旧部隊の活動拠点等	整備済み
多目的広場	警察・消防等の待機駐屯スペース (臨時ヘリポート)	
テニスコート	一時避難所	H22年度完成予定
上記以外の広場	ヘリポート、自衛隊の待機駐屯スペース	H23年度以降整備予定

※その他、耐震性貯水槽、災害対応トイレ等を整備

#### 第4 情報連絡体制の整備

担当	責任者	市民局長
		関係局長
	関係機関	各項目に記載

大規模災害発生時には、交通・通信施設の被災や電話のふくそう等により防災関係機関相互の情報連絡が困難になることが想定されることから、無線通信ルートの整備、災害時優先電話指定の拡充等により、情報連絡体制の確保を図る。

##### 1 施設・設備の整備

###### (1) 現況

###### ア 市の有線施設

(ア) 電話

(イ) F A X

(ウ) 警察・消防通信

###### イ 市の無線施設等

(ア) 地域防災無線

(イ) 防災行政無線

(ウ) ちばし安全・安心メール

※千葉市防災行政無線局設置場所 (資料 3-1)

エ 県の無線施設

(ア) 千葉県防災行政無線（(衛星系・地上系)以下、県防災電話又は県防災FAXという。)

(イ) 千葉県防災情報システム

(2) 事業計画

ア 機器の整備

(ア) 地域防災無線のデジタル化

現行のアナログ800MHz帯からデジタル260MHz帯への移行を図る。

(イ) 防災行政無線の拡充

防災行政無線の難聴地域について、屋外局の増設、移設等により解消を図る。また、定期点検を実施し、維持に努める。

(ウ) 携帯電話の配備

市民部総合防災課職員及びあらかじめ必要と認める職員に対して、携帯電話を携帯させ、24時間緊急情報連絡・動員体制を確保する。

イ 災害時優先電話指定の拡充

市各部局、市出先機関、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定の拡充をNTTに要請し、有事緊急連絡体制の確立に万全を期す。

2 担い手の確保

(1) 現況

ア 無線従事者

無線従事者養成課程講座の開設により、市職員における無線従事者の拡充を図っている。

イ アマチュア無線

市職員で組織されるアマチュア無線クラブの加入者は、非常時の本部統制局を担当する。

(2) 事業計画

ア 無線従事者の確保

市職員に対して、無線従事者資格の取得の増員を図り、1,000名程度の確保を目指す。

イ 民間との協力協定の促進

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、携帯電話所持者、市内のアマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、MCA無線(※)を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに、災害時協力協定の締結を促進する。

※一定の周波数を多数の利用者が共同で利用する業務用無線

## 第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進

### 第1 延焼遮断帯の整備

担当	責任者	都市局長 建設局長、市民局長
	関係機関	千葉国道事務所、千葉地域整備センター、千葉港湾事務所、各鉄道事業者、関係事業者

市内を「防災区画」に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路・鉄道・河川等の延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進める。

また整備にあたっては、単に防災上の観点だけでなく、「うるおいとやすらぎのある快適居住都市」を実現する観点から、「河川・鉄道等の線的施設」と「公園、スポーツ・レクリエーション施設、港湾施設等の面的施設」とを結ぶネットワーク機能の強化に十分配慮しながら、総合的に進める。

#### 1 幹線道路沿道の不燃化

自動車専用道路、国道、主要地方道等の幹線道路を対象として、沿道の不燃化の検討を行う。

#### 2 河川・鉄道沿線の不燃化

市内河川及び鉄道区間沿線の不燃化を推進するとともに沿道空間を活用した散策道整備を図り、公園・学校・福祉施設・社会教育施設・千葉港その他の公共施設との回遊性を確保する。これにより河川・鉄道沿線の延焼遮断機能の向上に努める。なお、ネットワークの整備にあたっては、塀の生け垣化や宅地内・工場敷地内緑化などの手法を総合的に活用し、地域の理解と協力を得ながら進める。

また、その維持・管理についても地域のボランティア方式の導入を積極的に進める。

### 第2 市街地の整備

担当	責任者	都市局長 建設局長
	関係機関	各市街地再開発事業・土地区画整理事業等施行者

市街地整備基本計画に基づいて、千葉都心地区及び幕張新都心地区の都心・新都心機能の強化、その他地域における市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面的整備手法を活用した良好な市街地の形成を進める。これにより、「安全で災害に強いまちづくり」を推進する。

#### 1 市街地再開発事業の推進

千葉都心地区及び幕張新都心地区は、国際都市にふさわしい高度で複合的な都心機能をもった施設の一層の集積を進めると同時に、都心交通の整流化、幹線となる道路沿いの木造密集地での建替によ

る耐火構造建築物共同化への誘導、駐車場の整備、キャブ化、モール化等の整備手法により、災害に強いまちづくりと緊急活動用交通ネットワーク及び避難路ネットワークづくりを図る。

その他JR、京成線駅周辺地区等の既成市街地の低層密集地区は、駅周辺の整備、商店街の近代化を図るとともに、道路・公園等の公共空間の確保を図り、地域特性を生かした住環境の向上と安全なまちづくりを推進する。

2 土地区画整理事業等の推進

良好な居住環境と適切な都市機能を有する市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等を進める。

3 その他

誘導的建築行政を推進しミニ開発によるスプロール化を防止する。

その他総合的に良好な市街地環境の形成を図る。

第3 オープンスペースの整備

担 当	責 任 者	都市局長
		経済農政局長
	関 係 機 関	各農業協同組合、森林組合、その他農林関係生産者団体

将来の市街地化によるオープンスペースの減少を踏まえ、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、公園・緑地等の地区ごとの計画的な配置と公共的不燃化施設並びに空地の集積等を進める。

また、緑地の保全創出・農地の保全に努め、オープンスペースをできる限り多く確保する。

1 公園・緑地の整備

(1) 現況

平成20年度末現在、千葉市の公園・緑地の整備状況は、別に示すとおり、合計958か所（総面積845.01ha）となっている。

(2) 整備目標

住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、緑地等の整備により、住民1人あたり20㎡以上を目標として、別に示すとおり、整備を図る。

また、周辺の防災対策施設の設置状況を勘案し、避難場所・避難所、広域避難場所等に指定されている都市公園に補完する機能を持たせ、災害時の応急対策を図る。

2 緑地・農地の保全

現在残されている斜面緑地や市街地周辺の緑地に市街化抑制機能を求め、重点的に保全又は緑の都市空間として整備する。

また、その他残存する農地等については、農業的土地利用を図るべき地域と都市的土地利用を図る

べき地域の区別を明確にして、各種施策を有効に活用しながら、オープンスペースとしての緑地・農地の保全を図る。

種 別			箇 所 数	面 積
都 市 公 園	基 幹 公 園	街区公園	790	124.22ha
		近隣公園	62	97.89ha
		地区公園	9	40.86ha
	都市基幹公園	総合公園	5	216.09ha
		運動公園	2	59.34ha
	特 殊 公 園	風致公園	5	55.06ha
		動植物公園	2	37.38ha
		歴史公園	4	11.14ha
		その他	15	2.24ha
	広域公園			2
都市緑地			60	78.60ha
緑道			2	0.59ha
公園・緑地合計			958	845.01a

区 分	箇所数	面積合計(ha)	市民1人あたり面積(m <sup>2</sup> /人)
住 区 基 幹 公 園	街区公園	845	158.00
	近隣公園	110	170.00
	地区公園	20	87.00
都 市 基 幹 公 園	総合公園	7	307.59
	運動公園	2	49.00
特 殊 公 園	風致公園	6	75.04
特 殊 公 園		22	87.01
広 域 公 園		2	125.60
緑 地 等		101	181.45
墓 園		1	95.40
そ の 他 の 公 共 空 地	-	565.00	5.74
合 計	1,116	1,901.09	19.30
想 定 人 口	985,000		

#### 第4 道路・橋りょうの整備

担 当	責 任 者	建設局長
		都市局長、市民局長
	関 係 機 関	千葉国道事務所、東日本高速道路㈱、千葉県警察部 (各警察署)

主要幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路、生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、縁道、広域避難場所、避難場所・避難所、地区防災拠点となる小・中学校等の市施設、市役所・区役所・防災関係機関、鉄道駅、その他公共施設等とのネットワーク化を総合的かつ計画的に考え、道路網の順次整備を促進する。

なお、道路の整備や橋りょうの架替にあたっては、交通安全施設の拡充や沿線緑化など、健常者だけでなく、心身障害者、高齢者などいわゆる災害時要援護者等の歩行・避難に配慮した道路環境の整備に努める。

## 1 幹線道路等の整備

### (1) 現況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		路 線 数	実延長 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
国 道	直 轄	5	67,777	67,777	100.0
	市管理	(2)	7,018	7,018	100.0
県 道		23	106,507	106,507	100.0
市 道		13,364	3,101,545	2,691,502	86.7

※国道の総路線数は5路線、市管理はそのうち2路線の一部区間である。

### (2) 事業計画

ア 広域的道路については、千葉業務核都市の形成を支援し、通過交通のう回や交通の適正な分散、臨海部の交通混雑の緩和等をめざして、自動車専用道路を主体とした放射環状道路網の整備と、それらを補完し、地域構造を強化する地域高規格道路として、千葉中環状道路（新港横戸町線）の整備を推進する。

都市内幹線道路については、千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心の3都心と、拠点相互の連携強化を図るとともに、千葉都心部の通過交通を排除するため放射・環状道路の整備を推進する。

補助幹線道路については、区役所を中心とする拠点地区や、広域的な避難場所となる公共公益施設等へのアクセスを確保する。

また、1・2級幹線道路を中心に防災活動上の障害となる狭あい・線形不良・歩車道分離区間の計画的な改良や局部改修に努める。

なお、次の路線については、広域避難場所等につながる路線として緊急に整備を推進するよう努めるものとする。

- ・千葉都市計画道路 3・4・29 千葉寺町赤井町線
- ・千葉都市計画道路 3・4・30 南町宮崎町線
- ・千葉都市計画道路 3・4・33 新港横戸町線
- ・千葉都市計画道路 3・4・37 幕張町弁天町線（弥生）
- ・千葉都市計画道路 3・4・128 誉田駅北口線
- ・千葉都市計画道路 3・6・88 千葉港黒砂台線（登戸・西口）

イ 交差点改良、道路改良及び排水の整備など、良好な道路の維持、交通安全の確保のための整備を推進する。

ウ 「第3次地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく幹線道路の整備は次のとおりとする。

- (ア) 緊急輸送を確保するため必要な道路整備
  - a 主要地方道浜野四街道長沼線（バイパス整備）
  - b 主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線
- (イ) 電線共同溝事業
  - a 主要地方道穴川天戸線
  - b 一般県道稲毛停車場穴川線

## 2 生活道路の整備

### (1) 現況

※前項「幹線道路等の整備」参照

### (2) 事業計画

- ア 生活道路の整備については、災害時要援護者対策、防災対策など安全性に配慮して、幅員6m確保を原則としながら狭あい道路の解消に努める。
- イ 通学路などを優先して、歩道の整備を進める。  
また、歩道舗装のカラー化に努める。
- ウ その他良好な道路機能の維持を図るため、私道を含め、道路改良や排水の整備に努める。

## 3 道路環境の整備

### (1) 事業計画

- ア 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。  
特に、延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により難燃性の樹種を選定するよう配慮する。
- イ 道路標識の設置や拡幅・改良にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要なデザイン上その他の配慮を行う。
- ウ 路上駐車のために災害時の避難の安全や消防・救急救助活動に支障のある区間については、市営・民営の駐車場の確保に努める。
- エ 放置自転車対策として、自転車等の放置防止に関する条例の徹底を図るとともに、事業者の協力を得るなどして市営・民営自転車駐車場の整備に努める。

## 4 橋りょうの架替え

防災対策上、十分な安全性を確保するとともに、老朽化の著しい橋りょうの架替等の整備を推進する。



## 第5 建築物の耐震・不燃化

担 当	責 任 者	都市局長
		財政局長、市民局長、教育長

都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成17年11月改正法律第120号）及びその他の法律に基づき、地域の特性を生かした整備手法を適切に適用し、建築物の耐震性向上の促進及び不燃化を進め、「地震に強く・燃えにくいまちづくり」に努める。

### 1 建築物の耐震化

平成18年1月26日改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、千葉県は「千葉県耐震改修促進計画」を平成19年3月に策定した。

この中で耐震化の目標を定め、推計される建築物の耐震化率80.3%（平成21年4月1日現在）を、平成27年度までに90%にすることを目途に耐震化の施策を図ることとしている。

また、県有建築物については、平成27年度までに特定建築物のおおむね全てを耐震化することとし、県有建築物の「耐震化状況」と「耐震化整備プログラム」の公表を行った。市町村においても「耐震改修促進計画」の策定を努力義務と規定した。

これを受け千葉市においても県計画に則り、平成20年3月「千葉市耐震改修促進計画」（以降「耐震改修促進計画」とする。）を策定し、同時に市有建築物の「耐震化状況」及び「耐震化整備プログラム」を公表した。

「耐震改修促進計画」の中では、市内の建築物の耐震化の目標は、平成27年度までに耐震化率を90%にすることとし、想定される地震による死者数、経済被害額の半減を目的としている。

計画では耐震化を図るために、建築物の所有者が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備、耐震化の啓発及び知識の普及などが、記載されている。

#### (1) 耐震診断及び耐震診断の行いやすい環境整備

- ア 耐震診断・改修助成制度の充実
- イ 重点的に耐震化すべき地域として重点密集市街地とし、住宅密集市街地の解消に向け推進
- ウ 地震発生時に通行を確保する道路として緊急輸送道路を指定し、沿道の耐震化を促進
- エ 相談窓口の充実など適切な情報提供や、ブロック塀の安全対策などの促進など

#### (2) 啓発及び知識の普及

- ア 地震ハザードマップの作成・公表
- イ パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
- ウ リフォームにあわせた耐震改修の情報提供
- エ 家具の転倒防止策推進
- オ 自治会との連携
- カ 優秀な耐震改修建築物の表彰

※地震ハザードマップ（資料4-6）

- (3) 必要な措置をしない特定建築物
  - ア 耐震改修促進法による特定建築物に対して、指導・助言及び指示・立入
  - イ 建築基準法による、勧告・命令等
- (4) その他
  - ア 千葉県建築物防災連絡協議会等との連携
  - イ 地元研究機関との協力など

以上の計画を促進することにより、建築物の耐震化を図って行く。

また、市有建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。

このため「耐震改修促進計画」において、整備方針・目標を定め計画的な取り組みを実施することとし、「耐震改修促進計画」に基づき作成した「市有建築物の耐震化整備プログラム」により、平成27年度までに、特定建築物のおおむね全てについて、耐震化を計画的に実施する。

## 2 防火地域の指定等

防火地域及び準防火地域の指定の現況は、以下のとおりである。

延焼危険度が高い地区など緊急性の高い地区については、今後、都市防災不燃化促進事業、居住環境総合整備事業等の制度の活用により不燃化率の向上に努める。

防火地域及び準防火地域指定の現況

指定区分	地区名	面積計
防火地域	中心部、土気地区及び幕張新都心地区の一部	272ha
準防火地域	商業地域及び近隣商業地域で防火地域に指定されている以外の地域と、幕張新都心・蘇我副都心地区の一部	768ha

## 第6 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

担当	責任者	都市局長
		市民局長

阪神・淡路大震災を教訓に、地震直後の建築物の倒壊等による二次災害から市民の安全を確保するため、被災した建築物の危険度を応急に判定する応急危険度判定士の養成を支援する。

### 1 応急危険度判定士の認定・登録

応急危険度判定士認定要綱に基づき、市の職員のうち受講資格者は応急危険度判定に必要な建築技術を習得するため、「千葉県震災建築物応急危険度判定士認定講習会」を受講し、「応急危険度判定士」として認定・登録を受けるよう努める。

### 2 応急危険度判定体制の整備

応急危険度判定を的確に実施するため市は、千葉県との協議・連携を図り、支援体制及び実施体制を整備する。

## 第7 被災宅地の危険度判定体制の整備

担 当	責 任 者	都市局長
		市民局長

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止することができるよう被災宅地危険度判定士を養成する。

### 1 被災宅地危険度判定士の養成

「千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」等に基づき、市の職員のうち受講資格を有する者に対し、「被災宅地危険度判定士養成講習会」の受講を勧奨し、危険度判定士の養成に努める。

### 2 被災宅地危険度判定体制の整備

震災時において被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施するため市は、千葉県との協議・連携を図り、実施体制及び支援体制を整備する。

## 第8 河川・排水路等の整備

担 当	責 任 者	下水道局長
	関 係 機 関	千葉地域整備センター、千葉港湾事務所

### 1 河川等の現況

市内を流れる河川等には、印旛放水路（花見川）・鹿島川及び勝田川の一級河川（県管理）、都川・葭川・支川都川・生実川・浜野川・浜田川・ミカダ川及び村田川の二級河川（県管理）、並びに市管理河川である二級河川坂月川・準用河川生実川がある。

※千葉市域を流下する河川（資料 1-4）

### 2 河川改修等の計画

#### （1）河川改修等の現況

排水機能上特に重要な印旛放水路（花見川）、鹿島川、都川及び村田川の4河川については、県事業により時間雨量 50～70mm対応の河川整備及び調整池の整備を進めている。

また、葭川・支川都川・坂月川・生実川及び勝田川を都市基盤河川改修事業として、また、準用河川生実川については準用河川改修事業として、それぞれ市事業により時間雨量 50～52.5mm 対応の河川の整備を進めている。また、現在坂月川については総合流域防災事業で整備を進めている。

(2) 主要事業

以下に表に示すとおりである。

河川の改修等の主要事業

事業の名称	事業内容
河川の改修	河川の治水安全度の向上のため、引き続いて改修の促進に努める。 ○一級河川 印旛放水路（花見川）・勝田川・鹿島川 ○二級河川 都川、葭川、支川都川、坂月川、生実川 ○準用河川 生実川
都市下水路の整備	市街地における浸水を防止し、都市生活の安全性を高めるため、都市下水路の整備を進める。 ○ろっぽう水のみち（調整池を含む） ○芦太下水路、小名木都市下水路
排水路等の整備	降雨時における家屋への浸水、道路の冠水等を解消するため、雨水調整池・幹線排水路を整備するとともに、面的整備も進める。 ○長沼原排水路、赤井排水路、宇那谷 1 号排水路、宇那谷 2 号排水路、山王排水路、高田排水路、辺田排水路、土気北第 1－東排水路、土気北第 1－西排水路 ○宇那谷調整池、高田排水路東部支線調整池

3 洪水ハザードマップ等の作成・公表

住民等に水害の危険性を正しく認識してもらうことで、防災意識の向上により被害の軽減につなげるため、浸水想定区域や避難場所等を記載した洪水ハザードマップ等を作成し周知に努める。

※洪水ハザードマップ（資料 4-7）

第9 公共下水道（雨水）の整備

担当	責任者	下水道局長
	関係機関	県下水道課

1 事業の状況

これまでは、5年に1度の降雨に対応できるよう、浸水被害が頻発した箇所を重点的に、雨水管やポンプ場などの排水施設整備を推進してきた。平成20年度末の整備率は73.1%に達している。

また、平成14年度に、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大に対応するため、雨水基本計画の見直しを行い、10年に1度の大雨に対応できる施設整備を進めている。

## 2 事業計画

今後、整備する雨水対策施設については、「10年に1度の大雨」に対して、床上浸水被害等の実績箇所を対象として、公園、学校など公共施設へ貯留・浸透施設を積極的に設置するなど費用対効果等を勘案した段階的整備を進め、浸水被害の軽減を図る。

また、集中豪雨等洪水時の河川への流出量を軽減させるため、引き続き公共施設への貯留・浸透施設の設置、雑用水への雨水利用など総合的な雨水流出抑制施策を推進する。

## 3 雨水流出抑制施策の推進

集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き調整池の整備に努めるとともに、雨水の貯留施設浸透施設の設置、雑用水等への雨水利用の導入など総合的な雨水流出抑制施策を推進する。

特に、都川水系など水害による影響の大きい河川流域を中心にして、公共公益施設への貯留浸透施設設置や道路・公共駐車場における透水性舗装等の雨水浸透対策を採用する。

### 第3節 被害の軽減

#### 第1 地震火災の防止

担当	責任者	消防局長 市民局長、環境局長、教育長
	関係機関	東京ガス(株)千葉支店、大多喜ガス(株)本社、千葉ガス(株)本社、 高圧ガス・石油等販売業組合、危険物取扱施設管理者、 千葉市防災普及公社

消防法（昭和23年法律第186号）をはじめ関係法令に基づいて、建築物、危険物、火気取扱い施設等に対する規制指導を行い、火災発生から延焼まで、火災の進行の各段階において、防災関係機関と市民、事業所がそれぞれの役割において可能な限り、発生件数の減少を図る方策を講じて、全体としての地震火災の防止をめざす。

##### 1 出火の防止

###### (1) 建築物の火災

###### ア 一般建築物の火災

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務における書類等の審査に際して防災上の指導を行う。

###### イ 政令指定防火対象物

政令指定防火対象物については、同意事務、着工届及び使用開始届に伴う検査に際して防災上の指導を行う。

###### ウ 予防査察等

予防査察の実施にあたっては、大地震による火災時の被害を想定しての指導も行い、不備欠陥については、是正措置を講じる。

なお、査察にあたっては、大地震に対する平素の心構えについて指導する。

その他の一般住宅等についても、機会あるごと、出火防止のための指導を徹底する。

###### (2) 危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図る。

また、貯蔵、取扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

※本節第7「危険物・有毒物等対策」参照

###### (3) 石油コンビナートの事故防止対策

ア 石油コンビナート等特別防災区域として、政令指定された京葉臨海中部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等については、関係法令及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条に基づく「千葉県石油コンビナート等防災計画」により総合的な防災対策の推進を図り、もって、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。

イ 産業活動の進展に伴い石油コンビナートには、大量の石油、高圧ガス、毒物・劇物等の危険性物質が貯蔵取扱いされている。このため万一事故が発生すると、大災害にも発展しかねない要素を含

んでいる。

従来まで発生した石油コンビナート災害の事故原因については、(ア) 操作ミス、(イ) 設備の老朽化、(ウ) 設計建設時の安全配慮不十分等があげられる。

これらの危険性の増大に対処し、特定事業所は、災害の発生を未然に防止するため、石油等の危険性物質を貯蔵したり、取り扱う施設の設計建築、適正配置及び防災設備資機材等の整備並びに特定事業所の保安管理体制、区域内における防災協力体制、さらに防災訓練、防災対策の調査研究等の予防対策を整備強化して実施するよう安全対策の推進について指導する。

(4) 薬品等による出火防止

引火性の薬品類を取り扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査を行い、以下のとおり、保管の適正化を指導する。

主な指導事項	ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
	イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
	ウ 混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底
	エ 化学薬品等収納場所の整理整頓
	オ 初期消火資器材の整備

(5) 工業炉の出火防止

工場の溶鉱炉、製油所の工業炉等の消火困難な火気使用施設は地震動という外力が加わった場合は、一般的に出火原因となりうる可能性は極めて高いものである。

万一出火に至った場合、大量かつ高温の熱源を有するため、その消火方法は、特異なものに限定され、初期消火は極めて難しく、適切な初期対応を失すれば、急激に延焼拡大する危険性も内包している。

このような考えに立って、市内における工業炉の実態調査をはじめ、使用環境の調査を行い、それに基づいて必要な対策を検討し、出火防止の対策を推進する。

(6) 出火防止知識の普及

各家庭及び事業所における出火防止措置について、以下の点について、その徹底を図る。

ア 「身の安全を徹底した後、火の始末、火が出たら消火」の徹底
イ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断など出火防止の徹底
ウ 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報機や漏電遮断器など出火防止のための安全な機器の普及
エ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
オ 火を使う場所の不燃化及び整理・整頓の徹底
カ 防災カーテンなど防災製品使用の普及
キ 灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
ク 消火器の設置、風呂水の汲みおきとバケツの備え等消火用具準備の徹底

(7) 文化財の保護

重要な建造物については、政令に基づき消防用設備等の設置を図り、火災に対しての防護措置をとる。また、毎年、文化財防火デー（1月26日）を期し、教育委員会、消防局共同で査察指導を行う。

2 初期消火体制の確立

(1) 消防用設備等の適正化

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時有効にその機能が発揮されるよう、対応方法について、さらに指導の徹底を図る。

(2) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼びかける。

また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じた消火器具の設置を指導する。

3 火災の拡大防止

(1) 常備消防の強化

ア 消防力の現況

千葉市の常備消防は、千葉市消防局のもと、各区各署・計6消防署、18出張所に消防職員946名の体制で、消防艇1艇、ヘリコプター2機を含む消防車両等199台を配備し消防活動にあたっている。

※千葉市消防力の現況（資料3-3）

イ 基本方針

拡大する市街地や人口の増加、火気使用設備、器具の普及などによる消防需要増大に対応するとともに、年々高層、深層化する都市構造の変化に伴う災害の多様化、大規模化に対応できる消防活動体制の強化並びに地域の特異性に合わせた震災対策の充実強化を図る。

また、消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

ウ 整備目標

※「消防力の整備目標」（次ページ表）参照

(2) 消防通信体制の強化

総合指令情報システムの更新を行うとともに、消防・救急無線のデジタル化、260MHz帯への移行に伴い、市域内のサービスエリア確保ができる体制で新消防・救急デジタル無線システムを構築する。

(3) 消防団の整備強化

災害時における消防団の消防力強化を図るため、消防団器具置場、消防用資機材、携帯用無線機等の整備・点検・増強を進める。

※千葉市消防力の現況（資料3-3）



※「消防力の整備目標」参照

(4) 消防水利の整備

耐震性をもたせた貯水施設及び消火栓を整備し消防水利の充実を図るとともに、未開発水利の活用を進める。

※千葉県消防力の現況（資料 3-3）

※「消防力の整備目標」参照

(5) 消防活動困難区域の解消

消防水利の整備、小型動力ポンプの配備、消防団体制の整備等の施策を推進するとともに、関係各局（部）に協力を求め消防活動困難区域の解消に努める。

消防力の整備目標

事業名	事業内容	事業年度
消防署・所の整備	幕張出張所 建替 若葉消防署 建替	平成 18 ～22 年度
消防団活動体制の充実	消防団器具置場 7 か所 小型動力ポンプ付積載車 4 台	
消防指令体制の充実	指令管制システムの更新 消防・救急無線のデジタル化	
救急救命士の養成	救急救命士の養成 30 人 気管挿管処置可能者の養成 44 人 薬剤投与処置可能者の養成 104 人	
大型油圧救助器具の整備	大型油圧救助器具 6 か所	
住宅用防災機器の設置普及	住宅用火災警報器などの住宅用防災機器設置の普及促進	

第2 津波・高潮対策

担当	責任者	市民局長
	関係機関	下水道局長 千葉地域整備センター、千葉港湾事務所、千葉港運協会、 その他臨海部施設及び団体

1 護岸等の整備

千葉港内、海岸線及び流入河川の津波・高潮対策として、県は、防潮堤及び水門施設等の整備を促進する。

※千葉県重要水防箇所図（抜粋）（資料 2-19）

## 2 水門等の点検

平常時には、定期的に各施設の点検、護岸の巡視等を実施し、有事の際にはその機能が十分に発揮されるよう万全を期すものとする。

## 3 津波・高潮に対する防災意識の啓発

市民、観光客、海岸地域の施設管理者等に対し、市ホームページ等を通じて、津波・高潮に関する正しい知識の周知を図る。

とくに津波については、次の「津波に対する心得」を周知徹底する。

### 【津波に対する心得：一般編】

- ①強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ②地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ④津波注意報でも、海水浴や釣りは危険なので行わない。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- ⑥普段から、自分の避難場所を確認する。

### 【津波に対する心得：船舶編】

- ①強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
- ②地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- ③正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ④港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※港外：水深の深い、広い海域

※港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

## 第3 地盤の液状化対策

担 当	責 任 者	建設局長 市民局長、都市局長、下水道局長、水道局長
	関 係 機 関	千葉国道事務所、県環境研究センター水質地質部地質環境研究室 千葉地域整備センター、千葉港湾事務所 N T T 東日本(株)千葉支店、東京電力(株)千葉支店、都市ガス事業者

地震発生時に液状化現象の発生が予想される地域においては、千葉県東方沖地震、阪神・淡路大震災における現地調査結果やこれまでの研究成果等を踏まえ、液状化対策を検討する。

液状化現象により大きな被害を受ける可能性がある施設に関する対策について、八都县市での共同研究成果及び公共工事等で使用される工法の主なものは次のとおりであるが、施設整備にあたっては、これらの工法を考慮した対策を検討するものとする。

## 1 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋りょう等）の液状化対策工法は、大別して地盤改良による工法と構造物で対処する工法とがある。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴を考慮して一つの工法だけにとらわれず、2種以上の工法を併用することが望ましい。

## 2 建築物

建築物の液状化対策工法としては、敷地地盤に液状化の発生があっても被害を起こさせず、又はこれを最小限に抑えるために建築物に施す対策工法と、敷地地盤の液状化の発生を抑止し、又は流動の範囲を制限するためにその地盤に施す対策工法の2つに大別できる。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案して効果的に組み合わせることによって、全体として実効を上げることが望ましい。

建築物の液状化対策工法としての概要は次のとおりである。

### (1) 建築物に施す対策工法

#### ア 木造建築物

- (ア) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする工法
- (イ) アンカーボルトの適正施工
- (ウ) 上部構造部分の剛性を持たせる。
- (エ) 荷重偏在となる建築計画を避ける。
- (オ) 屋根などの重量を軽くする。

#### イ 非木造建築物

- (ア) 支持杭基礎工法
- (イ) 地階を設ける方法
- (ウ) 面的に広がりのある建築計画とする。
- (エ) 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める。

### (2) 地盤に施す対策工法

- ア 締め固めた砂杭、又は振動、衝撃等で密度を大きくすることにより地盤強度を高める締め固め工法。
- イ 地盤内に透水性の非常に良い砕石等のパイルの打設、又は、ポリエチレン製の円筒形ドレーン等を設置することによって、過剰間隙水圧の消散を早める過剰水圧消散工法。
- ウ 地盤内にセメント等の安定剤を攪拌混合し、地盤を固結させる固結工法。
- エ 砕石などのような液状化しない材料で地盤を置き換える置換工法。
- オ 盛土等によるプレロードで地盤を過圧密状態にし、地盤強度を大きくするプレロード工法。

### 3 地下埋設物

地下埋設物（上下水道、ガス、電気、電話の管路）の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と、地盤の改良工法の2つに大別できる。

地下埋設物は、都市のライフライン施設であり相互に深く依存するネットワーク施設であることから、単に液状化対策だけに限定せず、施設の耐震化等の事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について総合的な対策を講じることが望ましい。

※想定する地震の諸元等：本編第1章第4節第1「地震被害想定」参照

## 第4 がけくずれ災害等の防止

担 当	責 任 者	市民局長、都市局長、建設局長、下水道局長、経済農政局長 消防局長、区長
	関 係 機 関	銚子地方気象台、千葉地域整備センター、各警察署

### 1 宅地造成地災害対策

丘陵部や急傾斜地における宅地の造成については、必要に応じて、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）により規制区域を設け、がけくずれ又は土砂の流出による災害を防止するため、危険のないよう十分な指導を行う。また、河川沿いの平野部や谷津田等の軟弱地盤地域における宅地の造成についても、宅地造成等規制法その他の関係法令に基づき、一定の行為に対し必要な規制を行い、危険のないよう十分な指導を行う。

※宅地造成等規制区域指定の現況（資料4-1）

### 2 がけくずれ災害対策

がけ等の急傾斜地については、災害の発生を未然に防止するため、法律に基づき、県は、急傾斜崩壊危険区域を指定し、行為の制限、改善命令の他、必要に応じて崩壊防止工事を行うことになっている。市は、規制指導の強化を県に要請し住民の理解や協力を得ながら、危険区域指定の促進、がけ地近接等危険住宅の移転促進、是正勧告等の安全化対策の推進に努める。また、必要に応じて崩壊防止工事（県施行以外）及び調査を行うなどして、新しい危険箇所の把握に努める。

※急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所（資料4-2）

### 3 警戒避難体制の確立

危険が予想される場合の防災パトロールの実施、避難情報の伝達・周知方法の検討、避難計画の確立を図る。

### 4 土砂災害警戒区域等

県知事は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に被害が及ぶおそれのある範囲を土砂災害警

戒区域に、さらに建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる範囲を土砂災害特別警戒区域に指定する。

市は県と協力し、指定された区域における避難体制を整備するとともに、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造、開発規制若しくは移転等の対策を推進する。

## 5 山地災害対策

山地災害とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりなど、山地に起因する土砂災害をいう。また、山地災害危険地区とは、山地災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県においては、山地災害危険地区の調査及び指定、また山地災害の予防及び復旧のための治山事業を行う。市においては、山地災害危険地区の住民への周知、県と住民と連絡調整、さらには、山地災害の情報収集、及び県など関係機関との情報伝達を行う。

※山地災害危険地区（資料 4-3）

## 第5 ブロック塀等対策

担 当	責 任 者	市民局長
		都市局長、教育長、区長
	関係機関	千葉市建設業協会

ブロック塀や大谷石塀等のいわゆる重量塀の倒壊による人的被害を防止し、避難・消防・救援活動の妨げとならないよう、市はその実態を調査し、危険なものについては、改修を指導する。

また、市の施設については、生け垣化その他の緑化を推進し、市民や事業所にも協力を求めていく。

### 1 事前指導の強化

宮城県沖地震や千葉県東方沖地震等でブロック塀等倒壊による被害を出した原因は、「建築基準法」に定める技術基準どおりの鉄筋が入っていないものや、転倒防止の控壁を設けていないものなど、施工上の欠陥が多く見られたためとされている。

こうした被害の反省を踏まえ、建築物建築確認に伴う事前指導を強化するとともに、千葉市建設業協会等関係業者の協力を要請し、ブロック塀等の単独工事や既設のブロック塀や石塀についても、引き続き正しい施工方法や補強方法について、安全化の徹底を図る。

また、市民に対しては、正しい施工方法や補強方法について、普段からのPR強化に努める。

### 2 実態調査に基づく改善指導

市では、昭和53年度から平成元年度までの7次にわたり、市内全域のブロック塀等のうち、小学校の通学路に面するブロック塀等の現況調査を学区別に行い、特に損傷が著しく危険と判定されたものについて、所有者、管理者等に調査内容と要補修の勧告を通知した。その結果、大多数について、

必要な補修工事が実施された。

引き続き広域避難場所に通じる主要道路を重点に現況調査を実施し、危険なものについては、補修等の改善策を講じるよう指導に努める。

### 3 生け垣化等の推進

市民が接することの多い小・中学校、保育所（園）、公民館等の接道部にあるブロック塀、万年塀等について、生け垣化等による緑化を図る。

また、「都市緑地法」に基づく住宅地の緑地協定締結や「千葉市工場等緑化推進要綱」に基づく工場、事業所、事務所等を対象とする緑化協定締結を推進し、効果的な緑化の推進を図る。

## 第6 落下物等対策

担 当	責 任 者	市民局長 都市局長、建設局長、経済農政局長、教育長、区長
	関 係 機 関	千葉国道事務所、各警察署、千葉商工会議所、土気商工会、 千葉市内各大型店

### 1 落下物の範囲

地震時に落下又は倒壊し、直接的被害を及ぼしたり、避難の際の障害物となる危険のある物には、以下のようなものがある。

#### (1) 屋内落下物

- ア シャンデリア等照明器具
- イ 棚上の物品
- ウ 家具等の転倒

#### (2) ビル関連落下物

- ア 窓ガラスの飛散
- イ 外装材（外壁タイル、モルタル等）のはく落
- ウ ウインド式クーラー
- エ 屋上・屋外広告物
- オ 高架式水槽

#### (3) 道路上の落下物（倒壊を含む。）

- ア 自動販売機
- イ 路上への陳列商品等
- ウ 屋外広告物
- エ 路上に放置された自転車・バイク

### 2 屋内の落下物防止対策

建築基準法の数次にわたる改正により、比較的最近に建てられた建築物については、木造・非木造

とも耐震性は極めて高い。

そのため、近年の地震災害においては、建築物そのものの倒壊による被害よりも屋内・屋外の落下物・倒壊物による人的被害が多く発生している。特に、比較的狭い都市型住宅内においては、家具等の転倒・落下による危険性が高い。例えば、1978年宮城県沖地震においては、負傷者の3分の2が屋内で受傷しており、家具類の中では、通常転倒しにくい冷蔵庫なども転倒したことが報告されている。

家庭や職場における家具等に対する転倒・落下防止対策は、比較的容易に実施しやすい事項であるにもかかわらず、震度5クラスの地震発生時に行われたアンケート調査では、著しく実施率が低い。

今後とも、小・中学校及び高校、千葉商工会議所、土気商工会その他の各種団体等の協力を得て、その対策の実施をPRしていく。

### 3 建築物の落下物防止対策

#### (1) 市有建築物

市有建築物のうち落下物の危険度の高い建物を調査把握し、窓ガラスについてはフィルムの装着又は安全ガラス化を推進していく。

その他落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図る。

#### (2) 民間建築物等

デパート、複合商業施設、文化的施設等の多くの人が集まる施設等について、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講じるよう指導を行う。

その他、国道、主要地方道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面する建築物の建築確認に際しては、窓ガラス、屋外広告物その他の落下危険のないよう行政指導を行う。

### 4 道路上の落下物等防止対策

広告塔、看板等の屋外広告物のなかには、地震の際に脱落し、被害を与えることが予想されるものがある。

特に、密集市街地、鉄道駅周辺地区、避難路・避難場所周辺については、「千葉市屋外広告物条例」に基づく事前指導を強化するとともに、必要に応じ危険度調査を実施し、設置者に対して改善指導を行い、落下物の防止に努める。

また、不法に設置された自動販売機や路上に放置された自転車・陳列商品等については、避難場所に指定される施設の周辺地区や国道、主要地方道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面するものを中心に、警察署等の関係機関と連携して、指導取締りを強化する。

なお、自動販売機については、埋め込み式への取り換え、移設、撤去、転倒防止等の措置を講じるよう所有者、関係事業所等に対して、協力を要請する。

## 第7 危険物・有毒物等対策

担 当	責 任 者	消防局長
		市民局長、環境局長、経済農政局長
	関 係 機 関	各警察署、各危険物・有毒物取扱施設の管理者、各鉄道・輸送事業者

### 1 石油類等危険物施設

#### (1) 現況

(平成21年3月31日現在)

区 分		設置件数	区 分		設置件数	
製 造 所		9	取 扱 所	給 油	328	
貯 蔵 所	屋 内	228		う ち 自 家 用	151	
	屋内タンク	50		販 売	10	
	屋外タンク	215		移 送	2	
	地下タンク	326		一 般	269	
	簡易タンク	3		合 計		1,723
	移動タンク	245				
	屋 外	38				

#### (2) 立入検査

法令に基づいて立入検査を実施し、災害予防についての指導を積極的に行うとともに、地震により被害を受けやすい施設の耐震対策について指導する。

また、関係者の自主保安管理が適正に行われるよう、震災対策計画の確立や同計画に基づく管理の徹底を図る。

#### (3) 流出防止対策等

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図るとともに、貯蔵、取扱いの適正管理に努め危険物施設の安全化を推進する。

特に大量の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所については、法令の定めるほか、防油堤の構造強化等流出防止について指導する。

### 2 高圧ガス・火薬類保管施設

高圧ガス、火薬類等保管施設に対して、自主的な保安管理体制及び応急措置体制の強化を指導するとともに、関係業種別の保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導する。

### 3 毒物・劇物貯蔵、取扱施設

#### (1) 消防局の任務

必要に応じ、立入検査等を実施して、施設の実態を把握し、防災上必要な事項について指導する。



また、特に事業所に対しては、中和剤等の確保と応急処置体制等についての検討並びに防火管理者等に適切な防災計画の立案整備について、指導する。

(2) 保健所の任務

ア 営業者及び毒物劇物取扱責任者は、毒物・劇物の流出によって住民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれのあるときは、直ちに保健所又は警察署、消防署に届出るよう徹底させる。

イ 緊急事態発生の通報を受けたときは、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、防災上適切な応急措置を講ぜられる体制の確立を図る。

4 放射線等使用施設

現在、国（文部科学省）においては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」に基づき、R I（ラジオアイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。

また、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより、震災時においても監視体制をとるなど各種の安全予防を実施している。

市においては、これらの施設について、R Iの所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し実態の把握に努めるとともに、保健所、警察署等関係機関と連携して、関係法令に基づく災害予防規定による防災計画の効率的な運用を図る。

5 危険物等の輸送

石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、走行車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等の携行義務など種々の規制が行われている。

今後とも、県及び関係官庁で毎年定期的に路上取締りを実施するとともに、危険物積載車両については、常置場所において立入検査を実施し、構造設備等の保安管理指導の徹底を図る。

また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

第8 風害その他の災害の防止

担 当	風 害	責 任 者	市民局長、経済農政局長、建設局長
		関係機関	東京電力(株)千葉支店、NTT東日本(株)千葉支店、農業協同組合
	雪 害	責 任 者	建設局長、都市局長、消防局長
		関係機関	千葉国道事務所、千葉地域整備センター 東京電力(株)千葉支店、NTT東日本(株)千葉支店
	地盤沈下	責 任 者	環境局長、経済農政局長、市民局長
		関係機関	県環境政策課

1 風害防止対策

(1) 電気施設対策

強風時の倒壊、電線切断等の被害を防止するため、電気工作物規定に基づき、原則として40m/sに耐えうるよう設計する。

なお、塩害については、汚損の監視、洗浄装置の整備、シリコン塗布等の措置のほか、電気通信施設の設計に際し抜本的な風害、塩害予防措置を講じる。

## (2) 電話施設対策

以下のとおり、通信線路設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

なお、海岸線付近に設置する空中線については、塩害防止対策を施している。

### ア 通信線路設備

過去の発生地域の調査検討により、工法上の補強を施して重複障害の発生を防ぐとともに設備の2ルート化対策を実施する。

### イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジン付発電機の整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

## (3) 立木・街路樹対策

立木・街路樹自体が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切ったり、塀をこわす場合も多く、剪定、支柱等の手入れ等の措置を講じる。

## (4) 農作物対策

農作物に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌浸食を生ずる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没させたりして、被害を与える。

風害に対する予防策としては、防風林の設置をはじめ、暴風垣・暴風網の設置、その他応急的な災害対策がある。

千葉市には、森林法の規定に基づく暴風保安林の指定を受けている地域は少ないが、市街化調整区域を中心にして5,000余ヘクタールの山林が分布している。これらは農耕地、住宅地の防風林として使命を果たすとともに、治水上、営農上にも貢献するところが多いので、これらの森林の機能が十分発揮できるよう行政指導に努める。

## 2 雪害防止対策

### (1) 道路対策

#### ア 実施担当部

千葉市は年間降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はまれなため特別の予防施設事業はない。今後の異常降雪の場合は、その状況により建設局が中心となり、都市局及び消防局の応援を得て関係機関と協力して実施し交通の確保に努める。

#### イ 主要幹線の指定確保

国道、主要地方道、県道については、各道路管理者が以下のことを行う。

また、市道については、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考えて、第1～3種の別を決定し行う。

種類	道路種別	除雪目標	実施内容
第一種	一般国道	2車線以上の幅員を原則とし、異常な積雪以外は常時交通を確保する。全幅員除雪は早期に実施する。	常時良好な路面状態を保つよう、常時路面の維持作業を行うほか積雪時には雪の運搬排除を行う。
第二種	主要地方道	2車線以上の幅員を原則とするが状況により、1車線幅員で待避所を設ける。バスの停留所などは拡幅する。全幅員除雪は極力早期に実施する。	2車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度に止める。 特別の場合1車線交通になることがある。
第三種	一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設ける。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間又は単区間交通不能になってもやむを得ない。

### ウ 除雪作業

(ア) 状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通の制限の実施等の措置や砂・散布剤等の散布を迅速に行う。

(イ) 市長は、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行うときは、地域住民、各種団体に対し協力を要請するものとする。

#### (2) 電気施設対策

ア 電線に多量の氷雪が付着し、それに風圧が加わって電線が切断されたり、支持物が破損を受けないよう建設時の地形選定及び施工法を適切にする。

イ 樹木の傾斜又は倒木による電力施設の事故防止をするため、平常時から、雪害発生のおそれがある樹木の伐採に努める。

特に伐採不十分な所は、強行伐採等の措置を講じる。

ウ 電線に接近して倒壊しやすい工作物（テレビアンテナ等）を設置しないよう平常時から周知を図る。

#### (3) 電話施設対策

風害防止対策に準じ、通信線路設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として可搬型無線機を配備している。

#### (4) 立木・街路樹対策

樹木等に雪・氷が付着し、倒木等が発生する。

被害を未然に防止するため、剪定、支柱等の手入れ等の措置を講じる。

### 3 地盤沈下対策

地盤沈下は、低地帯化を進行させる。

特に、海岸部や河川沿岸等の低地帯における地盤沈下は、地震や洪水による浸水等の災害に対して、いっそうのぜい弱化をまねく。

千葉市における地盤沈下現象は、工業用、ビル用、水道用、農業用等の地下水のくみあげ及び天然ガス、かん水の採取に起因していることが多い。

そのため、地盤沈下対策として法令（工業用水法、ビル用水法）、条例（県公害防止条例、市公害防止条例）等による地下水のくみあげ規制を進めてきたところであるが、近年は沈下が鎮静化する傾

向を示している。

引き続き、地下水のくみあげ及び天然ガス、かん水の採取に対する規制を行うとともに、長期的に沈下状況を把握しながら、上水道の導入、水利用の合理化、地下水の管理体制強化等適切な対策の実施に努める。

## 第4節 都市公共施設の災害対応力の強化

### 第1 市の施設

担 当	責 任 者	市民局長
		財政局長、都市局長、建設局長、教育長、各施設等所管の局長及び 区長

#### 1 市の施設の防災体制整備

市（区）災害対策本部組織としての役割を中心にして、個々の施設の性格・実情に応じて、次のことを基本的事項とする防災計画を作成し、実践的な防災体制の確立を図る。

##### (1) 施設利用者の安全第一

火災、地震等の災害発生時及び東海地震警戒宣言発令時の「施設利用者の安全」を第一に考えていく。

##### (2) 体制の整備

非常時における各職員、施設利用者の役割や行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員自衛防災組織づくり、職員・利用者に対する防災手引書作成及び実践的な訓練の定期的実施を推進する。

また、趣旨の周知徹底を図るための標識・案内板等のデザインや設置場所についても、実践的なものとなるよう努める。

##### (3) 防災点検の実施

事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

##### (4) 施設周辺地域との交流

日頃の交流を通じて、非常時の地域ぐるみ防災体制の素地づくりに努める。

#### 2 市立小・中・高等学校の施設整備

##### (1) 基本方針

市立小・中・高等学校の施設整備については、以下の3つの視点から災害対応力を充実・強化するよう、推進する。

- 児童・生徒の安全確保
- 避難場所・避難所
- 地域における防災活動拠点(※)

##### ※地域における防災活動拠点

大規模地震発生時には、防災機関の被災、損壊・交通渋滞等による道路機能のマヒ、通信施設の被災等さまざまな事態が相乗し、市をはじめとする中枢防災機関による応急復旧対策の実行が一時的に不可能になることは避けられない。

地域における防災活動拠点は、災害発生直後の混乱期にも、各地域（コミュニティ）において、自主

防災組織や町内会等の住民組織が中心となって、必要最小限の初期的応急対策を自主的に行えるよう整備されるものである。

情報の収集・伝達、飲料水・食糧・その他物資の供給や応急医療救護等の初期救援対策を行うために必要な機能が整備される。

※本章第1節第2「地区防災拠点の整備」参照

(2) 施設の整備（第3次地震防災緊急事業五箇年計画）

学校の校舎等は、地震等の災害時において、児童、生徒の安全を確保する必要があり、かつ避難所として使用される等、地震防災拠点としての機能を期待されることから、耐震性能の確保を早急に図る必要がある。

公立学校施設整備事業

平成19～22年度：86校

第2 ライフライン施設

担 当	責 任 者	市民局長 下水道局長（下水道施設所管）、水道局長（市営水道施設所管）
	関 係 機 関	県水道局千葉水道事務所、東京電力(株)千葉支店、東京ガス(株)千葉支店、NTT東日本(株)千葉支店、JR東日本(株)、日本貨物鉄道(株)、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)

各ライフライン施設については、各所管の機関がそれぞれの事業計画により耐震性・耐火性・耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。

市は、各機関に対して、必要に応じて、予防対策の実施を要請するとともに、災害時における応急、復旧活動の円滑な進展を確保するため、市及び各ライフライン事業者からなるライフライン連絡会と相互の連携調整に努める。

1 上水道施設

(1) 基本方針

上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(2) 事業計画

ア 取導水施設

取導水施設の常時監視を実施して保守に努める。

イ 浄配水施設

浄配水施設の常時監視を実施して保守に努める。

ウ 管路施設

軟弱地盤地区を重点として経年管の更新を進め、管路の耐震性強化を図る。

2 下水道施設

(1) 基本方針

ポンプ場、処理場、幹線菅渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、菅渠の点検を行い現状を把握し、不良部分については清掃、しゅんせつ、補修及び改良に努め、地震や風水害等による機能のマヒを最小限にとどめる。

また、未整備地域の下水道施設については、引き続き計画的整備を進める。

(2) 事業計画

ア 処理場・ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

イ 管路施設

定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改良等を行う。

3 電気施設

(1) 基本方針

各施設の耐災害性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震や風水害等による被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

また、海岸に近い施設においては、塩害による絶縁劣化を防止するための対策を講じる。

(2) 施設の現況

ア 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行っている。

また、浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行っているが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施している。また、屋外機器は基本的事業にかさ上げを行っているが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組合わせて対処している。

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

風害対策については、電気設備に関する技術基準等を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処している。

また、土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施している。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としている。

また、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施している。

#### ウ 配電設備

##### (ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

風害対策については、電気設備に関する技術基準等を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処している。

##### (イ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としている。

#### (3) 設備の維持・管理

電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条に基づき「保安規程」を定め、定期巡視及び特別の巡視を実施し、不具合設備については、発生の都度改修を行うなど災害時における不測の事故防止を図っている。

##### ア 定期巡視

全設備について定期的に目視点検を実施し、発見された設備の不具合箇所は、発生のつど改修している。

イ 台風及び豪雪、地震時には、設備の異常有無確認のため、目視による点検を随時実施している。

## 4 ガス施設

### (1) 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

### (2) 事業計画

#### ア 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能に努める。

##### (ア) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散等に努める。

##### (イ) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に努める。

#### イ ガスの安定的な供給等

##### (ア) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講じるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

##### (イ) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。

#### ウ 非常用設備の整備

##### (ア) 通信施設

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。



- (イ) コンピューター設備  
災害に備え、バックアップ体制を整備する。
- (ウ) 自家用発電設備等  
常用力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- (エ) 防災中枢拠点設備  
災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。
- (オ) 災害時における復旧用資機材置場等の確保  
災害復旧には、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、関係機関と調整し、迅速な確保を図る。
- (3) 設備の維持・管理  
ガス工作物を常に法令（ガス事業法（昭和29年法律第51号））に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予測される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

## 5 電話施設

### (1) 基本方針

災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

### (2) 施設の現況

#### ア 交換機設置ビル

関東大地震の規模と被害状況を参考として、耐震、耐火構造のビル設計を行うとともに、地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火扉、防水板等を設置している。

#### イ 所内設備

(ア) 所内に設備する電話用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行っている。

(イ) 所内機器の耐火対策、木製机、棚等の不燃化（スチール製への交換）を行っている。

#### ウ 所外設備

##### (ア) 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。

##### (イ) 橋りょう添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

#### エ 災害対策用機器

##### (ア) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機等を常備している。なお、移動無線車は、出動要請できる。

##### (イ) 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として、非常用可搬型交換装置を配備している。

(ウ) 移動電源車

災害時等の長時間停電対策として、移動電源車を主要電話交換所、無線中断所等を対象に配備している。

(3) 事業計画

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

- ア 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- イ 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、千葉支店前に臨時公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- ウ 市指定の避難場所等に臨時公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- エ 架空ケーブルは、地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を推進する。
- オ 交換センター相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。
- カ 商用電源が停止した場合の対策として、予備エンジン付発電機を常備しているが、さらに被災した時を考慮して、移動発電装置、可搬型電源装置を常備している。
- キ 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動無線車、携帯用無線機、非常用移動電話局装置等を主要地域に増配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

6 鉄道等

(1) 基本方針

鉄道施設の耐震性、耐水性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

(2) 事業計画

以下には、JR東日本(株)の計画のあらましを掲げる。

なお、京成電鉄(株)、千葉都市モノレール(株)の各社についても、同じような計画があるが、省略する。

ア 耐震列車防護装置の整備

地震時には、運転中の列車を速やかに停止させることが安全の第1要件と考えられるので、耐震列車防護装置整備の推進を行っている。具体的には防災情報システムの導入によりリアルタイムに情報を感知し列車防護が速やかにできる。

対 象 線 区	列 車 防 護 方 式
A T C区間	(ア) A T C絶対停止信号の現示 (イ) 無線による地震情報の伝達
その他線区	(ア) 感震器と連動させて地震警報の表示 (イ) 無線による緊急停止信号を発信し、地震情報の伝達 (ウ) 要注意構造物に対する特殊信号発行機の現示

イ 構造物耐震性・耐水性の強化

線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

ウ 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速な徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

エ 復旧体制の整備

災害発生後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- (ア) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- (イ) 復旧用資材、機器の配置及び整備
- (ウ) 防災知識の普及及び教育
- (エ) 列車及び旅客等の取り扱い方についての事前広報
- (オ) 消防及び救護体制

### 第3 道路・橋りょう

担	責 任 者	建設局長
当	関 係 機 関	千葉県道事務所、東日本高速道路㈱、千葉県道路公社

道路の安全化については、まず、幅員の狭小のものや地震発生時に損傷を受ける可能性の高い路線について順次必要な整備を行い、災害時の避難路及び緊急活動用道路の確保に努める。

また、道路の路面の損傷は、逐次補修し災害の防止に努める。

橋りょうの安全化については、床板、橋脚等の打替・補強などや落橋防止装置の設置、老朽橋の架替整備を推進し、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないように努める。

#### 1 道路防災計画

##### (1) 市の対策

市の管理する道路の整備については、一部延長の簡易舗装を除き、アスファルトコンクリート舗装で整備を実施している。

緊急輸送道路として指定されている路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。

##### (2) 県の対策

県の道路の整備については、既にアスファルトコンクリート舗装で整備されており、万全を期しているが、より一層の安全性の確保に努める。

##### (3) 国の対策

国道の整備については、完全に整備されており、万全を期しているが、より一層の安全性の確保に努める。

##### (4) 東日本高速道路㈱の対策

高速道路の各施設が関東大震災級の地震に耐え得るよう、耐震設計基準に従って、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込んでいるが、より一層の安全性の確保に努める。

## 市域に関する自動車専用道路等の現況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

種別	路線数 (本)	市域内延長 (m)	区 間	幅 員	
				幅員 (m)	車線
県公社	千葉外房有料道路	約 14.3km	緑区鎌取町～緑区板倉町	10.5～17.0	2～4
東日本高速道路(株)	京葉道路	20.5km	花見川区幕張本郷～中央区浜野町	22.0	4
	千葉東金道路	13.5km	中央区星久喜町～若葉区中野町	22.0	4
	東関東自動車道水戸線	12.2km	美浜区幕張西～花見川区宇那谷町	30.0	6
	東関東自動車道館山線	0.6km	中央区浜野町	26.0	4

## 2 橋りょう防災計画

## (1) 県・市の対策

幹線道路にかかる橋りょうについては、鋼橋及びコンクリート橋で整備されているが、耐震対策については、新たな設計基準等との整合を図り、緊急度の高い橋りょうから逐次実施して行く。また、一部地域に残る木橋については、引き続き改修を順次実施する。

これにより、地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障ないようにする。

## (2) 国の対策

震災点検による計画に基づいて、耐震対策を進めていく。

## (3) 東日本高速道路(株)の対策

高速道路の橋りょうは、連続構造を多く採用し、支承には、ずれ止めを用いるなど細部にわたって耐震構造となっている。高橋脚については、動的解析を行い、特に大きな設計震度を用いるなど特別な配慮をしているが、さらに耐震化を進めることとしている。

## 橋りょうの現況

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

種 別		鋼鉄・コンクリート橋	木 橋	合 計	
国 道	直 轄	数	68	0	68
		延長 (m)	5,200	0	5,200
	市管理	数	3	0	3
		延長 (m)	95	0	95
県 道	数	32	0	32	
	延長 (m)	1,551	0	1,551	

市道	数	399	2	401
	延長(m)	11,657	10	11,667

#### 第4 河川施設

担当	責任者	下水道局長
	関係機関	千葉地域整備センター、千葉港湾事務所

海岸部や河川沿岸下流部の低地帯は、地盤の高さが河川水位より低いところが多く、大地震による護岸・堤防等の決壊や沈下、水門・排水機場等の河川管理施設の被災による浸水被害に対して、ぜい弱である。

また、中・上流部においても、堤防が沈下したり、崩壊した土砂等によりせき止められた水がいつ水するような事態が生じる可能性がある。

市、河川管理者及び防災関係機関は、地震による浸水をまねくような、二次災害発生防止に重点をおき、安全対策の推進を図る。

##### 1 河川構造物の耐震化

国、県又は市管理の河川については、浸水被害等の影響を考慮して、防潮堤、護岸、水門、排水機場等の耐震を配慮する。

##### 2 応急復旧体制の整備

大地震発生後の二次災害を防止するため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 震度5弱以上の地震発生時の施設点検要領の整備</li> <li>(2) 要員及び資材の確保</li> <li>(3) 応急措置実施要領の整備</li> <li>(4) 応援協力体制の充実</li> </ul> |
|---|

※千葉市域を流下する河川（資料1-4）

※本章第2節第8「河川・排水路等の整備」参照

## 第5節 安全避難の環境整備

担 当	責 任 者	市民局長
		都市局長、建設局長、消防局長、区長
	関 係 機 関	千葉市警察部、各警察署

### 第1 避難場所等の指定・整備

地震による災害を最小限度にとどめるためには、まず、地震後の広域延焼火災をいかに防ぐかが重要となる。高齢者、乳幼児、病人等をまず一時的に安全避難させた上で、地域ぐるみの初期消火活動に全力を尽くし火災が鎮静化の方向に向えば、必ずしも広域避難場所へ移動する必要はない。

そうした観点から、次のとおり、それぞれの施設に要請される第一義的な要件を整理する。

「避難場所・避難所」は、各地域において、日常的に身近な施設であり距離的にも比較的至近であること。このうち、「避難場所」は、公園、学校の体育館または校庭等一時的に市民の安全が確保できる施設であること。「避難所」は、被災者の住宅に対する危険の予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する宿泊滞在が可能な施設であること。

「広域避難場所」は、広域延焼火災という最悪の事態においても、市民の生命と安全を一時的に守り得る性能を持っている施設であること。

また、避難場所・避難所及び広域避難場所以外の公園、空地等については、各地域の特性を生かし、市民が自主判断で一時的に身の安全を図る場所として、又、身近な防災活動拠点として活用を図る。

#### 1 避難場所・避難所

##### (1) 避難場所

##### ア 整備基準

避難場所については、次の5つの役割・機能を兼ね備えた施設となるよう整備を図っていく。

－ 避難場所の役割・機能 －

- 地域における一時的な避難先
- 地域の防災活動の拠点
- 地域への情報伝達の拠点
- 防災活動を行う場合の高齢者、乳幼児、病人等の一時的な安全を確保するための避難待機場所
- 広域避難場所へ適切に二次避難するための集結地点

イ 指定の目安

- － 避難場所指定の目安 －
- 耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）。
  - ある程度のオープンスペース（1ha以上の公園等）が確保されていること。
  - なるべく四方に出入口が常時確保されていること。
  - 情報の伝達上の便利が得やすいこと。
  - なるべく避難所を兼ねられる施設であること。
  - なるべく公共施設であること。

ウ 整備目標

災害時の避難場所として、上表のとおり指定し、引き続き必要な整備・改修を進めていく。

(2) 避難所

ア 避難所施設指定の目安

避難所施設指定は、次の5つの目安に留意して行う。

なお、住宅の被害が同時に市内全域に生ずることはまず考えられず、指定されているすべての避難所を同時に開設するわけではない。当然に被害の程度・状況により、開設するに至らない避難所や開設が不可能な避難所もあり得る。

- － 避難所施設指定の目安 －
- 被災者の一時的宿泊滞在が可能なような設備、施設を有すること。
  - 被災者の現住地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保する。
  - 情報の伝達上の便利が得やすいこと。
  - 耐災害性に比較的優れていること（耐倒壊・耐火・耐水害等）。
  - なるべく公共施設であること。

イ 整備目標

災害時に避難所を開設する施設として、市立の各小・中学校、各高等学校、公民館等の教育委員会所管施設を中心として指定し、必要な整備・改修を進めていく。

ウ 避難所施設の鍵の保管等

避難所施設の各管理責任者は、災害時の迅速な開設を行えるよう、平常時から訓練を実施し開設実務の習熟に努めるとともに、鍵の保管方法等を所属職員に周知徹底しておく。

※避難場所・避難所・避難施設一覧表（資料7-1）

2 広域避難場所

(1) 整備基準（指定のための目安）

広域避難場所については、次の6つの目安にしたがって、適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。

－ 広域避難場所指定の目安 －

- 相当程度のオープンスペースが確保されていること。
- 火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が考慮されていること。
- なるべく四方に出入口が常時確保されていること。
- オープンスペースは、なるべく公共施設であること。
- 敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として、耐火造建物であること。
- 原則として、市域の各地点から 2km 圏（緊急時における徒歩 1 時間程度の距離）に 1 か所確保されること。

(2) 整備目標

災害時の広域避難場所として、以下のとおり指定し、必要な整備・改修を進めていく。また、市街化状況、指定区域の拡大・人口増加等の変化により、必要に応じて、追加して、指定整備していくものとする。

※広域避難場所一覧表（資料 7-2）

3 指定等の広報

指定の追加・廃止等については、速やかに市の広報紙（市政だより）、ホームページ等で住民への周知徹底を図る。

4 避難訓練

市・関係機関及び住民が一体となり、総合防災訓練、学校・自主防災組織等の防災訓練を通じ、避難活動体制の確立を図る。

**第 2 避難誘導體制の整備**

避難誘導體制の整備については、以下のような基本的考え方及び概念図に基づいて、より適切なものとなるよう検討を進める。



## — 基本的考え方 —

- (1) 広域的な災害による避難の勧告・指示が出された場合、市は原則として警察署・消防等と連携し避難誘導を行うが、市民も身の安全を図るため、自主的に最寄りの「避難場所・避難所」、「広域避難場所」又は公園、空地等の安全区域に避難する。
- (2) あらかじめ指定する区域に対して、広域的な災害による避難の勧告・指示が出された場合、市は区域内の「避難場所・避難所」へ職員を派遣し、避難すべき方向及び避難先の指示伝達を行う。その際、警察署、消防局（署）及び自主防災組織等の住民組織と協力して、可能な限り、一定の地域又は自主防災組織等单位に住民を集合させた後、そのつど指定された「広域避難場所」に誘導する。
- (3) 各警察署長は、避難路等の要所に誘導員を配置し避難誘導にあたる。  
また避難の勧告・指示に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。
- (4) 消防局長（署長）は、避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全な方向を市長、警察署長等に通報する。  
また避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は避難路の安全を最優先として、その確保に努める。
- (5) 市、警察署、消防局（署）、自主防災組織及び市民は、障害者や高齢者等災害時要援護者を、可能な限り早めに避難させる。  
また、交差点や橋りょう・トンネル等の混雑予想地点においては、災害時要援護者の優先的な避難誘導に努める。

## 1 標識等の整備

## (1) 現況

## ア 広域避難場所誘導標識

道路等に設置している。

## イ 広域避難場所明示標識

広域避難場所の敷地内出入口付近等に設置している。

## ウ 避難場所等案内板（略図）

J R 駅前、市民センター等多数の人が集まる場所を中心として設置している。

## エ 避難場所・避難所表示板

避難場所・避難所の敷地内出入口付近等に設置している。

## (2) 事業計画

## ア 避難場所周辺の安全性確保

避難場所・避難所及び広域避難場所周辺について、地震被害想定等をもとにして、安全性の検討を行い、見直し整備を進める。

## イ 誘導標識等の整備

既に設置済みの誘導標識、避難場所明示標識等の維持管理を行うとともに、災害時要援護者への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備・増設を進める。

## ウ 避難場所案内図の再整備・増設

現行の避難場所案内図は、略図形式のため、貼り紙をされたり、管理に困難が伴うケースがある。そのため、「まちの案内図」の図上に避難場所等の所在を併記するなど、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても多目的に利用されるものとなるよ

う検討する。

## 2 避難誘導體制の確立

### (1) 市民局・消防局及び区の対策

#### ア 状況判断基準等の確立

災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況等について迅速に把握し、また、関係機関・隣接市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。

また、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、「避難準備情報」を含め避難の勧告・指示を適切に発令するための判断基準等の確立を図る。

#### イ 避難路の安全化

避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を促進する。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

#### ウ 避難先の安全確保

##### (ア) 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

##### (イ) 避難場所等の安全化

避難場所・避難所及び広域避難場所を市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、各周辺地域の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

##### (ウ) 情報通信手段の整備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、避難場所・避難所及び広域避難場所に災害時の有線通信及び無線通信等の情報通信手段の配備を進める。

### (2) 警察署の対策

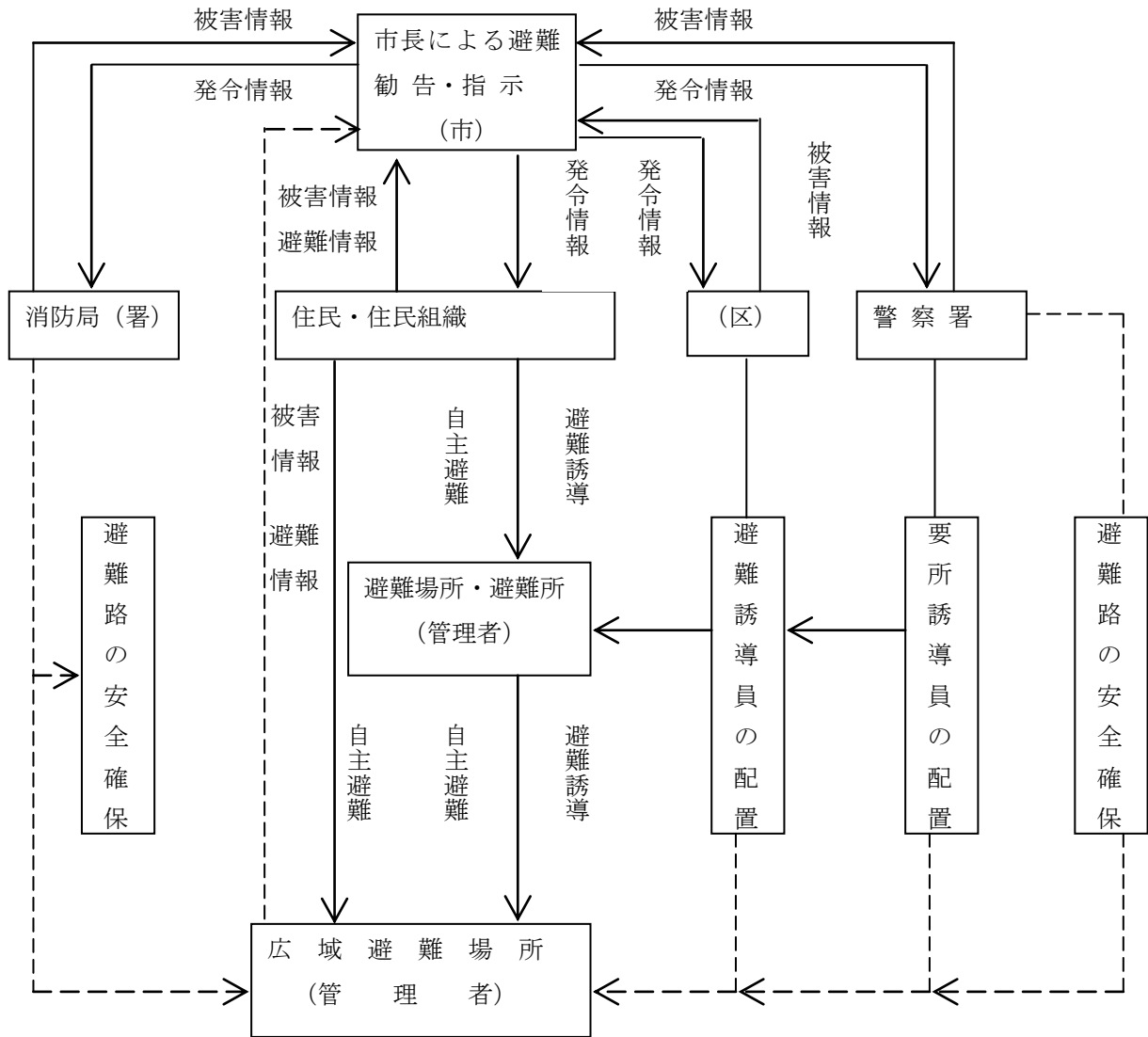
#### ア 避難誘導體制の整備

市民・来街者の広域避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導體制・方法の整備について、調査・研究し、災害時に備える。

また、大規模地震が発生した場合における署員の動員方法等について、あらかじめ、署員に周知徹底する。

#### イ 広報活動の推進

各警察署は、大規模災害発生時の避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車輛の通行を確保するため、平素から広報活動を通じ車両運転者に対して「災害発生時における運転者のとるべき措置」（災害応急対策編第1章第7節第2及び同編第2章第8節第2「道路の交通規制」参照）の周知徹底に努める。



広域的な避難を要する災害時の避難誘導體制の概念図

## 第6節 災害時要援護者の安全確保

担 当	責 任 者	保健福祉局長、総務局長、市民局長
		都市局長、建設局長、消防局長、区長

### 第1 基本的な考え方

#### 1 千葉市における災害時要援護者の現況

災害時要援護者のうち、一番多数を占めているのは高齢者である。千葉市における65才以上の高齢者人口は、平成21年3月末現在で181,664人となっており、そのうち、70才以上が116,504人と高齢者人口の64.1%を占めている。

また市内に設置されている福祉施設は、特別養護老人ホーム32箇所、その他の福祉施設などとなっている。

千葉市の災害時要援護者の現況

種 別	人数(人)	資 料 出 所
乳 幼 児 (0～6才児)	60,464	平成21年3月31日現在(登録人口)
高 齢 者 (65才以上)	181,664	平成21年3月31日現在(登録人口)
在宅ねたきり者 (65才以上)	4,470	平成21年6月1日現在登録 (高齢福祉課)
在宅ひとり暮らし者 (65才以上)	24,140	平成21年6月1日現在登録 (高齢福祉課)
障 害 者	35,304 (身体：27,853) (知的：4,414) (精神：3,037)	平成21年3月31日現在手帳交付者 (障害者自立支援課)
外 国 人	21,881	平成21年3月31日現在外国人登録者数

#### 2 基本的考え方

いわゆる災害時要援護者とは、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分なものをいう。災害時要援護者対策については、「災害時要援護者避難支援プランの全体計画」を策定し、この中で対策を明らかにすることとするが、本市では以下のような基本的な考え方に基づき、災害時要援護者対策を実施する。

－ 基本的考え方 －

- (1) 地域住民は、災害時要援護者の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
  - (2) 地域住民は、災害時要援護者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
  - (3) 地域住民は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てしておく。
  - (4) 地域住民は、地域の実状に応じた必要な資機材を日頃より検討し、準備する。
  - (5) 市は、以上4点につき、自主防災組織等を通し地域住民に対して現況及び必要な改善策を示し、地域の課題とするよう問題提起する。
  - (6) 市は、地域の検討した対策の実施に必要な財政援助等を行う。
  - (7) 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、災害時要援護者とそうでない市民が共生できるよう、「人にやさしいまちづくり」を計画的かつ総合的に推進する。
- また、地域の要望に応じて、支障となる要素の解決に努める。

以上のような特別の配慮に基づいた施策の実施に努める。

### 3 人にやさしいまちづくり

災害時要援護者が、可能な限り自力で避難できるような「人にやさしいまちづくり」を推進するために、高齢者・障害者等の利用に配慮した建築物の普及の促進や高齢者・障害者等が安全に通行できるよう、道段差切り下げ、視覚障害者誘導用ブロック設置等、道路環境の整備を進める。

併せて、地域ぐるみの支援体制づくりを実現するため、自主防災組織、社会福祉施設、民間福祉団体、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会地区部会等相互の連携の充実に努める。

## 第2 社会福祉施設等における対策

### 1 避難計画の策定

各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について検討し、避難計画を策定する。

市は、必要な指導助言を行う。

### 2 防災訓練の実施

各施設の管理者は、策定された避難計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災避難訓練を実施する。

市は、必要な指導助言を行う。

### 3 地域住民との連携

各施設の管理者は、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

また、市は、自主防災組織及び事業所自衛消防隊との協力体制を促進するなど必要な指導助言を行う。

### 4 施設・設備の整備・充実

各施設の管理者は、災害発生時に施設そのものが倒壊したり、火災が発生して、避難をより困難にすることのないよう、施設や設備の点検を常に行うとともに、安全避難のための必要な施設・設備について、検討し、その整備・充実に努める。

また、市は、「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」等に基づき指導を強化するなど、必要な指導助言を行う。

## 第3 在宅で介助支援の必要な市民への対策

### 1 基本的考え方

#### (1) 基本的考え方

在宅で介助支援の必要な市民の安全確保対策については、自主防災組織等の住民組織を中心として、地域ぐるみの支援体制づくりにより行う。

市は、国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、避難支援プランの策定を進め、地域防災力の強化を図る。

#### (2) 対象者の範囲

防災上介助支援を必要とする市民の範囲は、在宅で生活を営む次のような高齢者、障害者、病弱者になるものと想定する。

区 分	対 象 者 の 範 囲
高齢者	常時寝たきりの状態にある者
	常時ひとり暮らしの者
障害者	重度の身体障害者
	重度の知的障害者
	重症心身障害者
	病 弱 者

### 2 災害時要援護者名簿の活用

保健福祉局では、災害時に支援が必要と見込まれる者を抽出し、「災害時要援護者名簿」を作成している。この名簿を平素から庁内の関係課で共有し、災害時にこの名簿を活用して市職員自ら支援にあたるほか、必要に応じ地域住民に情報提供を行い、支援を要請する。

### 3 自主防災組織による介助支援体制の整備

自主防災組織は、地域の民生委員・児童委員と連携して介助支援を行うこととする。

併せて、介助支援が円滑に行えるよう、介助器具として担架等を支給するなど必要な環境整備を行う。

### 4 情報連絡手段の整備

防災上、介助支援の必要な市民を対象として、緊急時通報装置（福祉電話、ファックス等）の設置拡大を行うとともに、コミュニケーションの確保が困難な障害者への情報連絡手段について、検討を推進する。

### 5 その他の安全機器の普及促進

防災上、介助支援の必要な市民を対象として、引き続き防火指導を行うとともに簡易スプリンクラーその他の安全機器の普及を促進する。

### 6 市民への防災知識の普及・啓発

「ちば市政だより」等により、介助支援を必要とする者をはじめ、家族、地域住民に対して、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、避難場所等の防災施設の周知を図る。

## 第4 日本語の理解が十分ではない外国人等への対策

日本語の理解が十分ではない外国人等については、言語、文化、慣習の違いや災害経験が少ないなど、他の要援護者と異なる災害対策が必要である。

このことから、災害前の意識啓発や防災訓練、安全な避難を確保するための多言語を併記した誘導標識、避難場所案内等の整備、周知を図る。

また、災害後には的確な情報伝達や避難所の支援等準備体制を、地域との連携を図りながら進めていく。

## 第7節 緊急輸送の環境整備

### 第1 陸上輸送の環境整備

担当	責任者	市民局長 建設局長、財政局長、区長
	関係機関	千葉国道事務所、千葉運輸支局、自衛隊、各鉄道事業者、 日本通運(株)千葉中央支店、千葉市建設業協会

#### 1 緊急輸送道路

##### (1) 選定基準

##### ア 第1次緊急路線

第1次緊急路線は、高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路であり、市・区庁舎と空港及び千葉港(千葉中央地区、船橋地区)、木更津港(木更津地区、富津地区)、館山港へ通じる道路

##### イ 第2次緊急路線

第2次緊急路線は、第1次緊急路線を補助する道路

— 緊急輸送道路によるネットワーク化対象施設 —

- 市庁舎、区庁舎及び地区防災拠点設置施設、消防局(署)、警察署、収容医療機関等の主要公共施設
- 広域避難場所、避難場所・避難所、備蓄倉庫
- 中央卸売市場、輸送拠点、臨時ヘリポート及び千葉港(千葉地区)

##### (2) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路は、緊急時における交通の信頼性を確保するため、広幅員の道路構造を主に各防災拠点へのアクセスや地域の特性に即したネットワークの拡充を図るものであり、路線としては、別表及び別図に示すとおりである。

※緊急輸送道路一覧表(資料9-3)

##### (3) 緊急輸送道路の整備

※本章第2節第4「道路・橋りょうの整備」参照

#### 2 集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各区各地域への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

※災害応急対策編第1章第10節第2及び第2章第11節第2「輸送拠点・集積場所」参照



### 3 民間との協定締結の推進

災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。また、災害時の道  
絡体制や協力方法その他について、協議するための場として、県・市・建設業協会の3者連絡協議会  
を設置するよう、関係機関に要請する。これにより必要な協定の締結を進める。

※千葉県トラック協会「災害時における物資の自動車輸送に関する協定」(資料 2-11)

### 4 緊急通行車両の事前届出・確認

※災害応急対策編第1章第10節第1及び第2章第11節第1「緊急輸送手段の確保」参照

## 第2 航空輸送の環境整備

担 当	責 任 者	市民局長
		消防局長、財政局長、区長
	関 係 機 関	東京航空局成田空港事務所、自衛隊、成田国際空港(株)

#### 1 市ヘリポートの整備

市独自の航空輸送力を保持するため、ヘリポートの整備を推進する。

#### 2 臨時ヘリポートの指定

##### (1) 指定基準

国土交通省航空局の定める基準による(航空法第79条但し書に係る許可基準)。

##### (2) 設置予定地

市街化の状況に応じ、市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次臨時ヘリ  
ポート予定地の指定を行う。

設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え、必  
要な整備に努める。

※臨時ヘリポート設置予定地の現況(資料 3-4)

#### 3 集積場所

集積場所については、陸上輸送及び海上輸送によるもの又は災害時に道路・橋りょう破損や交通混  
雑のため陸上輸送が困難となることが予測されることから、空輸による場所を設置する。指定された  
施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識  
等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及  
び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

### 第3 海上輸送の環境整備

担 当	責 任 者	経済農政局長
	関 係 機 関	財政局長、市民局長 千葉運輸支局、自衛隊、千葉海上保安部、千葉港湾事務所、 日本通運(株)千葉支店、千葉市建設業協会、千葉港運協会

#### 1 港湾施設の整備

大規模な災害が発生した場合、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送にあてたり、緊急物資等の輸送が終了した後も被災した港湾施設が復旧するまでの間、最小限の港湾機能を保持する必要がある。

このため、県は、千葉港（千葉中央地区）においても、岸壁の液状化対策工事、荷役機械（多目的クレーン）の設置及び緑地の整備を行うなど大規模な災害に備えた港湾施設の整備を推進している。

#### 2 民間との協定締結の推進

災害時の緊急物資に関する港湾荷役業務体制や協力方法その他について、協議するための場として、国・県・市・港湾関係業者団体の連絡協議会を設置するよう、関係機関に要請する。これにより必要な協定の締結を進める。

#### 3 集積場所

集積場所については、災害時に道路・橋りょう破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることから、海上による輸送場所を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管に必要な施設・設備の整備を順次行う。指定された施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

## 第8節 救援・救護体制の整備

### 第1 給水体制の整備

担当	責任者	市民局長
		水道局長、区長
	関係機関	県水道局千葉水道事務所、千葉水道事務所千葉西支所 四街道市建設水道部

生命維持の上から最低限必要な飲料水を最も優先して確保する。

あわせて、必要最小限の生活用水の確保と給水体制等について、万全を期すものとする。

なお、市は、生命維持の上から最低限必要な水量として、

○混乱期は3日間を想定 飲料水：1人1日3ℓ

○復旧期は災害発生から4日目以降を想定 飲料水と生活用水を合わせて、1人1日20ℓ～  
約250ℓ

の確保を図る。

※日本の都市家庭の水使用量は1人1日平均約300ℓといわれるが、そのうち洗車・洗濯・風呂・水洗トイレ用が約8割を占めている。そこで生活上最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の水量と想定する。

#### 1 初期応急飲料水の確保

##### (1) 耐震性井戸付貯水槽等の整備

道路の破損その他により被災地への搬送が困難になる事態を想定し、初期応急飲料水（混乱期1～3日分を目途とする。）の給水施設として、広域避難場所等に順次整備を進める。

※耐震性井戸付貯水槽の配置の現況（資料3-5）

##### (2) 非常用井戸

災害時には、避難場所・避難所となる学校施設（中学校区の給食施設がある小学校）に順次整備を進める。

※非常用井戸の配置の現況（資料3-6）

##### (3) 防災井戸の指定

現に飲料用に使用されている市内事業所・団体等及び市民の所有井戸を災害時に活用できるよう、防災井戸として指定し、必要な設備の整備、協力協定の締結等を進める。

#### 2 ろ過浄水機等給水用資機材の配備

市立小・中学校、公園等のプールの水をろ過し、塩素で消毒してから飲料水として使用するため、ろ過浄水機と塩素の各地域への適正配備を進める。

また、市が行う給水活動が円滑に行えるよう、区庁舎等の地区防災拠点に給水用資機材の整備・充実を図る。

※ろ過浄水機等給水用資機材の配備の現況（資料3-7）

### 3 受水槽の活用

災害時に避難所となる公共施設の整備・改修にあたっては、受水槽内の水を飲料水として使用できるよう、受水槽の貯水容量、緊急遮断弁・給水用蛇口の設置等について配慮するものとする。

### 4 緊急時協力体制の整備

指定給水装置工事事業者等の組織と協力協定を締結し、災害時の協力要請の連絡窓口・方法、動員可能な人員の把握の方法等について取り決めを行い、迅速かつ的確な災害時の協力体制の整備を図る。

また、市民及び自主防災組織等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう、防災意識の啓発を推進する。

## 第2 救急・救助体制の整備

担 当	責 任 者	消防局長 保健福祉局長、市民局長、区長
	関 係 機 関	千葉県医師会、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、千葉県看護協会等

市（消防局・保健福祉局）は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日赤県支部等関係機関と協力して、広域的又は局地的に多発することが予想される救急・救助要請に的確に対処するため、必要な救急・救助体制の整備・充実を図る。

また、市民の自主救護能力の向上に努めるとともに、地震災害時の重傷病者優先の方針への理解協力を得るよう広報活動に努める。

### 1 救急・救助体制の整備

救急車の自動車電話やコンピュータ、ファクシミリ等を活用した新指令システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急隊・救助隊の整備充実を図る。

特に、消防航空隊の強化、救急患者のプレホスピタル・ケアに対応する救急救命士の増員、高規格救急車両の配備、その他救急・救助資機材の備蓄・開発を推進する。

また、消防防災総合センターにおいて、より高度な知識・技術を持つ消防隊員の指導・育成に努めるとともに、消防団員に対して、救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救護活動能力の向上に努める。

### 2 市民の自主救護能力の向上等の推進

市民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、応急救護知識、技術の普及活動、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

### 第3 応急医療体制の整備

担当	責任者	保健福祉局長 市民局長、消防局長、区長
	関係機関	千葉県医師会、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会、 日本赤十字社千葉県支部、千葉県看護協会等

大規模な災害が発生した場合における、医療救護活動を円滑に実施するため、災害時体制への認識を深め、また、通信連絡網の一層の充実等により医療救護班の即応体制を整備する。

また、医療救護班及び救護所の機能を発揮するため、医薬品、医療器具、衛生材料等の総合保健医療センターにおける備蓄や関係機関との連携による対応を図っていく。

#### 1 初動医療体制の整備（大規模災害時）

##### （1）医療救護班の編成

市は、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、県、市医師会及び日赤千葉県支部等関係機関と協議して、各行政区を単位とする緊急医療対策組織の確立及び相互の迅速な通信体制・情報収集体制の整備に努める。

なお、医療救護班は、医師、保健福祉局職員等により編成する。

##### （2）後方医療体制の整備

市は、大規模な災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、災害拠点病院を核とし、各行政区を単位とする市内収容医療機関のネットワーク化を進める。

また、海浜病院の再整備等に併せ、二次的・高度医療の整備充実を努めるとともに、後方医療施設の確保（表1～表2）を図る。

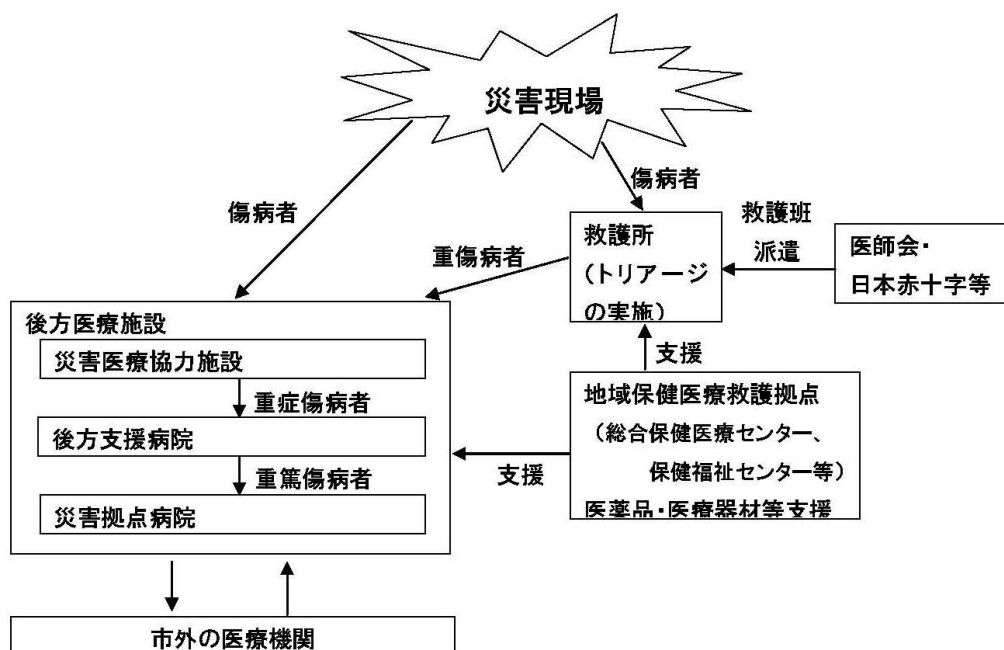
※災害医療協力施設一覧（資料8-3）

#### 2 医療器具及び医薬品の確保

災害時に備え、避難所等の救護所設置予定施設に災害対策用医薬品セット（救急箱）等の配備を進める。

また、備蓄倉庫及び避難所若しくは救護所設置予定施設への災害用医薬品セット（救急箱）等の配備にあたっては、内容品等について、医師会・薬剤師会等の協力を得る。

※災害応急対策編第1章第9節第4及び災害応急対策編第2章第10節第4「医薬品・資器材の確保」参照



大規模災害時医療救護の活動フロー図

※「救護班」とは、保健福祉局、医師会等が組織する医療救護班をいう。

災害現場直近の比較的安全な広場等に運び込まれた傷病者の軽・重の選別又は災害地域にある学校等に設けられた救護所で、緊急医療を施し後方医療施設での本格的治療に移行させる前の応急処置あるいは避難者の医療救護活動を行う。

※「後方医療施設」とは、被災を免れたすべての医療機関をいう。

○災害医療協力施設一覧（資料 8-3）

災害時において、救護所設置前の初期医療活動に備えるとともに、救護所では対応できない重傷病者を収容・治療するため、市医師会と連携し、被災市民の救護医療活動を行う能力のある医療施設を災害医療協力施設として指定している。

○後方支援病院（表 1）

初動期においては、災害協力医療施設等が医療活動の中核となるが、多数の重傷病者が発生した場合は、特に症状の重い傷病者の受入れを行う病院の確保が必要となることから、市内の公的高機能病院を後方支援病院として位置づけ、受入れを要請する。

○災害拠点病院（表 2）

後方支援病院でも対応できない重篤傷病者が発生した場合、県が指定する災害拠点病院に患者の受入れを要請する。市内では地域災害医療センター（高度の診療機能、患者の広域搬送への対応機能等を有する施設）として 3 施設が指定を受けている。

(表1) 後方支援病院

開設者	名 称	所 在 地
独立行政法人	国立病院機構千葉医療センター	中央区椿森
〃	国立病院機構千葉東病院	中央区仁戸名町
〃	国立病院機構下総精神医療センター	緑区辺田町
県	千葉県がんセンター	中央区仁戸名町
〃	千葉県精神科医療センター	美浜区豊砂
〃	千葉県こども病院	緑区誉田町
市	千葉市立青葉病院	中央区青葉町
学校法人	東京歯科大学千葉病院	美浜区真砂

(表2) 災害拠点病院（地域災害医療センター）

開設者	名 称	所 在 地
国	千葉大学医学部附属病院	中央区亥鼻
県	千葉県救急医療センター	美浜区磯辺
市	千葉市立海浜病院	美浜区磯辺

#### 第4 ごみ処理体制の整備

担 当	責 任 者	環境局長
		市民局長

##### 1 ごみ処理施設の耐震性強化

発災により被災地では大量のごみが排出されるが、交通網の寸断等によりごみ処理施設への搬送ができない場合や効率的な搬送を行うためのごみの一時集積場としての仮置場を検討する。

また、通常の経路による収集が困難でごみステーションが使用できない被災地区や避難所等への臨時ステーション設置についても検討を進める。

##### 2 収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、通常時のごみの量を大きく超えるものが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討する。又、他都県市・民間等の協力を得て、災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

##### 3 処理方法の検討

収集搬送したごみの処理については、国、県、その他関係機関と協議して、仮置場への小型焼却炉や破碎機の設置、可燃物の他都市への焼却依頼及び最終処分他都市や民間への応援依頼の計画等、

適切な処理計画の検討を進める。

## 第5 し尿処理体制の整備

担 当	責 任 者	環境局長
		市民局長、下水道局長

### 1 災害用簡易トイレ等の備蓄

発災時に広域避難場所、避難場所・避難所及び下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備し、共同仮設便所として利用できる災害用簡易トイレ等の適正備蓄を進める。

### 2 災害用簡易トイレの調達方法及び受入ヤード等の検討

発災時に備蓄する簡易トイレを避難場所等に配備するが、災害が大規模な場合や長期化する場合に備え、調達先、調達方法及び受入ヤード等の検討を進める。

### 3 仮設トイレの設置体制の確立

被災地における防疫上、避難所等への仮設トイレの設置は、最優先短期間で行えるよう設置体制を検討し確立する。

### 4 収集・搬送・管理体制の確立

避難場所等のし尿の収集は優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。

また、バキューム車の配車や仮設トイレ等の消毒作業、し尿の搬送・管理体制を検討し確立する。

### 5 処理方法の検討

収集搬送したし尿の処理については、県、その他の関係機関と協議して、予備の貯留槽の設置、下水処理場への投入及び近隣市町処理場への応援依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

### 6 マンホールトイレシステムの整備

災害発生時にも使用可能なマンホールトイレシステムを広域避難場所、避難場所・避難所に整備を進める。

整備にあたっては1施設あたり5基を基準とし、非常用井戸を設置した小学校や建替え計画のある公共施設、また、帰宅困難者対策としての使用も考慮し、主要都市との経路上にある公共施設への優先整備を検討する。

※備蓄品配備目標（資料 3-9）

※マンホールトイレの現況（資料 3-10）

※地下埋設保管式トイレの現況（資料 3-11）



**第9節 備蓄体制の整備**

担 当	責 任 者	市民局長
		関係局長、区長

**第1 備蓄品の整備**

1 主な備蓄品の現況

(平成21年4月1日現在)

医薬品セット	食 糧				生 活 必 需 品		
(30人用)	乾 パ ン	アルファ米	クラッカー	粉ミルク	毛 布	強カライト	ローソク
352セット	199,000食	285,000食	86,000食	1,200食	21,700枚	567本	916本
そ の 他							
防水シート	炊飯レンジ	簡易トイレ	投 光 器	救護所用資機材 セ ッ ト			
3,500枚	6台	204台	99セット	5セット			

※防災備蓄品一覧(資料3-8)

2 整備目標

緊急用食糧、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄を進める。

特に、食糧、生活必需品のうち緊急に調達することが困難と予想されるものについては、緊急度に応じて、想定避難者数の1～3日分相当を各区備蓄倉庫及び小学校の余裕教室等に順次分散備蓄を行う。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入れ替えを行い、あるいは適宜点検整備を実施するなど、品質管理及び機能の維持に努めるよう、計画的な備蓄を推進する。

## 第2 備蓄倉庫等の整備

### 1 現況

(平成21年4月1日現在)

区名	倉庫の種類	場 所 内 訳				備 考
中央区	拠点倉庫	消防合同庁舎 (フクダ電子アリーナ)	千葉公園	青葉の森公園		耐震性井戸付貯水槽設置 ※千葉公園は2基設置
	分散備蓄庫	本町小	寒川小	蘇我小	生浜西小	非常用井戸設置
		院内小	松ヶ丘小	新宿小	星久喜小	
		川戸小 (蘇我コミュニティセンター)	都小	(末広備蓄倉庫)		
	市役所				耐震性井戸付貯水槽設置	
花見川区	拠点倉庫	花見川区役所	(花見川消防署)	(花島公園センター)		耐震性井戸付貯水槽設置
	分散備蓄庫	花見川第三小	上の台小	検見川小	幕張小	非常用井戸設置
		長作小 犢橋小	花見川第二小 横戸小	朝日ヶ丘小	さつきが丘東小	
稲毛区	拠点倉庫	稲毛消防署				耐震性井戸付貯水槽設置
	分散備蓄庫	稲丘小	千草台小	都賀小	緑町小	非常用井戸設置 (長沼町公園は耐震性井戸設置)
		弥生小 山王小	宮野木小 長沼町公園	園生小	草野小	
若葉区	拠点倉庫	若葉区役所	小倉台公園			耐震性井戸付貯水槽設置
	分散備蓄庫	千城台南小	桜木小	白井小	大宮小	非常用井戸設置
		若松小 千城台北小	更科小 (殿台備蓄倉庫)	みつわ台南小 (泉市民センター)		
緑区	拠点倉庫	緑消防署	(緑区役所)	(土気市民センター)		耐震性井戸付貯水槽設置
	分散備蓄庫	誉田小	越智小	土気小	泉谷小	非常用井戸設置
		有吉小	土気南小	大椎小		
美浜区	拠点倉庫	美浜消防署				耐震性井戸付貯水槽設置
	分散備蓄庫	幸町第四小	磯辺第四小	高洲第三小	稲浜小	非常用井戸設置
		高浜第一小 高浜第二小	幕張西小 幸町第三小	真砂第二小 真砂第四小	真砂第五小 打瀬小	

※( )は備蓄倉庫のみの施設

### 2 整備目標

(1) 災害用物資の分散備蓄を図るため、備蓄倉庫を市の備蓄拠点となる拠点倉庫と地域ごとの分散備蓄庫に区分し、それぞれの配備目標を定める。

拠点倉庫には、生活必需品や資機材、食糧を備蓄し、分散備蓄庫には、その地域で必要となる資機材の備蓄を図る。なお、食糧については、想定避難者数の2食分を備蓄する。

これにより、避難所における被災者の一時的な生活のために必要な食糧、毛布・寝具等の生活必需品、初期消火活動その他の応急復旧対策に必要な資機材等の備蓄を進め、コミュニティを単位とする災害発生初期の円滑な救援救護活動を期する。

※備蓄品配備目標 (資料 3-9)

(2) 防災公園の整備

周辺の防災対策施設の設置状況を勘案し、避難場所・避難所、広域避難場所等に指定されている都市公園に補完する機能を持たせ、災害時の応急対策を図る。

### 第3 緊急調達体制の整備

#### 1 現況

災害時における食糧及び生活必需品等の供給協力に関する協定は次のとおりとする。

※協定一覧（資料2-11）

#### 2 整備目標

以下のとおり、市内各事業所等との協定締結を促進し、物資の確保に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

- (1) 主食となる米穀について、市内の米穀店との間で「災害時における米穀調達に関する協定」（仮称）の締結を推進する。
- (2) 生鮮食品その他の食品の供給に関して、市内各農協、千葉中央卸売市場内関係業者及び千葉食品コンビナート内各企業と協力協定の締結を推進する。
- (3) 災害時における燃料供給に関して、市内燃料供給業者との間で協定の締結を推進する。
- (4) 粉ミルクについて、市内薬局との協力協定の締結を検討する。
- (5) その他災害対策用物資一般の調達に関して、関係団体と協力協定の締結を推進する。

## 第10節 防災行動力の向上

担当	責任者	市民局長
	関係機関	総務局長、消防局長、区長
		各項目に記載

### 第1 地域・組織のパワーアップ

市（区）及び防災関係機関は、市民が自発的に結成する自主防災組織や市（区）内の事業所・諸団体等の自衛消防組織等に対して、的確な活動ができるよう引き続き指導・育成のための施策を実施する。これにより千葉市のトータルな防災行動力の向上を図る。

#### 1 自主防災組織のパワーアップ

##### (1) 現況

市は、「千葉市自主防災組織助成要綱」を、昭和54年4月1日から施行したが、さらに、自主防災組織の育成・強化を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため「千葉市自主防災組織助成要綱」の一部改正を行った。

平成19年3月現在、町内会又は自治会等住民組織を単位とした自主防災組織は、825組織（加入世帯数247,356組織率65.7%）あり、市は、補助金の交付や防災用資機材の整備助成により、組織の育成・強化を図っている。

##### (2) 事業計画

###### ア 組織活動の促進

市（区）は、市民に対し、自主防災に関する広報活動を積極的に行うとともに、市民が自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供する。また、防災関係機関の協力を得て、活動についての助言あるいは援助を行うことにより、自主防災組織の持続的な運営、資機材の整備・強化を応援する。

###### イ 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材の整備を促進するため助成を行う。

###### ウ 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動をより実効あるものにするために、中学校区（コミュニティ）を単位として、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進するとともに、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力の活用を図る。

また、地域内に通所・入所施設を有する自主防災組織については、当該施設との協定締結を促進し、災害時の介護・避難の援助、施設備蓄飲料水・物資の提供等の相互支援、協力関係づくりを応援する。

※本章第6節「災害時要援護者の安全確保」参照

#### 2 事業所等防災組織のパワーアップ

##### (1) 現況

## 事業所防災組織の結成数

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

事業所防災組織	6,781
---------	-------

(資料：消防局)

## (2) 事業計画

## ア 事業所防災計画の作成促進

デパート、スーパーマーケット、ホテル、病院、工場等で多数の人が出入又は勤務する防火対象物については、消防計画に大規模災害対策を含め作成するよう、指導を徹底する。特に、危険物施設等に対しては、当該事業所の予防規定及び自主防災体制の強化とともに、専門的知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等についての指導助言と事業所相互間の応援体制確立に努める。

## イ 自衛消防隊設置の促進等

デパート、スーパーマーケット、ホテル、病院、工場等で多数の人が出入又は勤務する事業所、施設について、消防資機材を装備した自衛消防隊の設置及び隊員講習訓練等の指導を行い、活動能力の向上を図る。

## ウ 地域における相互協力の促進

地域における総体としての防災行動力の向上を図るため、地域内の自主防災組織又は町内自治会等住民組織との協力体制を促進する。

また、通所・入所施設との協力体制を促進する。

※本章第6節「災害時要援護者の安全確保」参照

## 第2 個人のパワーアップ

災害による被害を最小限にとどめるため、市（区）をはじめとする防災関係機関職員は、いかなる事態においてもその場に即して迅速かつ適切な応急対策活動にあたることを要請されている。

そして、市民もまた、自らの安全を守るための予防措置を講じたのち行政機関に協力して、地域ぐるみの防災活動を行うことが要請される。

市・区、県及び防災関係機関は、それぞれの責任分野において、市民及び関係職員に対し防災知識を普及・広報するとともに、相互に緊密な連絡を保ち、防災意識の向上と地域自主防災活動への積極的参加を進める。

## 1 災害に強い市民づくり

## (1) 市民

## ア 市民部

市民部総合防災課は、災害対策を地区の特性を踏まえた実際的なものとするとともに、市民に身近なものとするため、市民参加による「地区防災カルテ」や「災害時行動マニュアル」の整備等を進める。

## イ 消防局

消防局は、市民に対し、消防・防災に関する印刷物及びポスター等を作成し配布するとともに、市民防災教室等を有効に活用して、出火防止・初期消火・応急救護等の訓練、映画会、座談会等を開催するなど、防災知識の普及を図る。

## ウ 区役所

区（地域振興課）は、コミュニティ活動の振興を図り非常時における地域協力体制のための基礎づくりを行う。

また、市民部及び関係部・機関と連携して、市民の災害時における行動力向上を図る。

### (2) 自主防災組織リーダー

市民部総合防災課は、区・消防局等関係部、防災関係機関と協力して、次のとおり、自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及に努める。

ア 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化を併せて、推進するよう努める。

イ 地域の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を共同で進める。

ウ 防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化を図る。

エ 消防局（署）、警察署、電力会社、電話局等の防災関係機関が、それぞれの所掌する事務又は業務に関して、防災組織の普及に努めるよう要請する。

### (3) 所（園）児・児童・生徒

保健福祉局、教育委員会及び各施設の管理者は、所（園）児・児童・生徒に対して、次のとおり、防災知識の普及に努める。

ア 所（園）児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

イ 保育所（園）、幼稚園、小学校・中学校を単位として、災害に対処した実践的な訓練を年1回以上行う。

### (4) 事業所従業員

消防局は、防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施し、事業所内防災担当従業員の防災行動力の向上に努める。

また、防火管理者会議、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及に努める。

## 2 職員に対する教育

### (1) 研修の実施

職員は、日常の業務を通して積極的に防災対策を推進し、災害発生時には、率先して活動を行う責務を有している。

これらの活動の実施に万全を期するため、次のとおり、研修会、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

#### ア 新任研修

任命権者は、あらたに職員として、採用された者に対して、新任研修を実施する。

また、実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

- |   |
|---|
| <p>－ 新任研修実施の内容 －</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策活動の概要</li> <li>○防災関係職員としての心構え</li> <li>○役割の分担</li> <li>○防災行政無線の取扱方法</li> </ul> |
|---|

#### イ 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき及び困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的の実技修得演習を実施しなければならないものとする。

実施の時期は、内容に応じて、所属長が決定する。

また、実施の内容は、担当の応急業務により、実際のケースを想定し行うよう、決めることとする。

#### ウ その他の研修、講習会

その他必要に応じて、研修 講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

#### (2) 災害対応マニュアルの作成

職員用の災害対応マニュアルを作成し、平常時には、職員研修用のテキストとして、活用を図る。なお、災害対応マニュアルの内容は、おおむね次のとおりとする。

- |  |
|--|
| <p>－ 災害対応マニュアルの内容 －</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○配備体制</li> <li>○職員参集フロー</li> <li>○直近要員職員の役割</li> <li>○市の備蓄・給水体制について</li> <li>○非常用井戸の使い方</li> <li>○無線について</li> <li>○地震発生時の連絡先</li> </ul> |
|--|

### 第3 防災訓練

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練を実施するとともに、市（区）及び消防局の指導のもとに自主防災組織等の地域防災組織を単位として、防災訓練等を実施する。また、各防災関係機関においても、個別訓練を行

い、防災活動の円滑化を図る。

なお、訓練の実施にあたっては、目的と必要性に応じて、住民主体型の訓練内容にしたり、実践的な訓練内容となるよう努める。

## 1 市が行う訓練

### (1) 総合防災訓練

大地震発生又は東海地震警戒宣言を想定し、市及び防災関係機関が市民と一体となって、総合的な訓練を実施する。

#### ア 実施時期

原則として、毎年防災の日（9月1日）、防災週間及びその他の日に実施する。

#### イ 参加機関

市（区）、住民、町内自治会・自主防災組織等、小・中学校、幼稚園、保育所（園）、市消防局・署、消防団、千葉市警察部（各警察署）、市医師会、防災関係機関、民間協力団体等

#### ウ 訓練内容

（ア）予知対応型訓練（非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練）

（イ）発災対応型訓練（災害対策本部設置訓練、通信訓練、情報収集訓練、広報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、道路障害物除去訓練、救援物資輸送配布訓練、応急給水訓練、仮設住宅建設訓練、各種復旧訓練、炊出し訓練）

### (2) 八都県市合同防災訓練

八都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市及び千葉市）相互の協力連携体制を充実し、広域防災体制の強化を図るため、毎年防災週間（8月30日～9月5日）を中心に合同訓練を実施する。

### (3) 地区防災訓練

自主防災組織、町内自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を警察署、消防局・署、消防団等の協力のもとに実施する。

#### ア 実施時期

原則として、毎年10月初旬に実施する。

#### イ 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、応急給水訓練、応急炊出し訓練、発電機操作その他の訓練

### (4) 職員の参集訓練

本部、区本部、その他各部出先施設等の非常配備体制を確保し、各防災機関、市民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。

参集訓練の実施にあたっては、交通機関、自家用車、オートバイ、自転車等の利用を一部制限又は全部禁止するなどのほか、勤務時間内外のさまざまな条件を加味したものとするようにし、ノウハウの蓄積・更新に努める。

#### ア 訓練内容

非常参集訓練、指令伝達訓練、安否情報収集訓練、本部（区本部）運営訓練



(5) 無線通信訓練

災害時には、情報の伝達収集に必要な電話網（有線通信）が不通又は利用困難な状況になることが予想される。

そのため、無線通信による情報の伝達収集が必要となるが、防災無線の利用については、通信の要領、機器の操作方法等にある程度の習熟が必要とされる。

市及び防災関係機関による情報伝達訓練を以下のように実施する。

ア 実施方法

(ア) 予知対応型訓練

- a 警戒宣言の発令を想定して実施する本部と区本部、各部出先施設及び防災関係機関との通信訓練
- b 本部から地域防災無線により行う予知情報伝達訓練

(イ) 発災対応型訓練

- a 災害発生を想定して実施する本部と区本部、各部出先施設及び防災関係機関との通信訓練
- b 被害の規模、拡大状況を想定して本部から防災行政無線により行う避難勧告等伝達訓練
- c 災害情報の収集・伝達を図ることを想定して、千葉地区非常無線通信協議会、日本アマチュア無線千葉県支部及び隣接市との合同非常無線通信訓練

イ 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

(6) 小・中学校等の防災訓練

教育委員会の指導のもとに年1回以上訓練を行う。

- ア 大規模地震に際して、落ち着いて、しかもすばやく行動できるよう、その意味・必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作と方法を修得させる。
- イ 避難の訓練を通して、災害予防の意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのための参考資料とする。
- ウ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

2 防災関係機関が行う訓練

各防災関係機関において、個別訓練を行い防災活動の円滑化を図る。実施方法等については、おおむね次の表のとおりとする。

防災関係機関の訓練のあらまし

区分	主催	内 容
水 防 訓 練	市 ・ 消 防 局 ・ 署	<p>市、消防局・署は、風水害等の災害に際し水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、各種訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 市</p> <p>(2) 消防局・署</p> <p>(3) 消防団</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 消防隊訓練</p> <p>ア 招集及び部隊編成訓練</p> <p>イ 情報通信、本部運営訓練</p> <p>ウ 水防工法訓練</p> <p>エ 救助、救急訓練</p> <p>(2) 消防団の訓練</p> <p>前(1)に準ずる。</p>
消 防 訓 練	消 防 局 ・ 署	<p>地震火災等地震時の各種災害に対処するため、各消防署において消防団、事業所、住民を対象として基本的訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて総合訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 消防局・署</p> <p>(2) 消防団</p> <p>(3) 事業所</p> <p>(4) 住民</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 消防団訓練</p> <p>ア 参集訓練及び初動措置訓練</p> <p>イ 情報収集及び通信運用訓練</p> <p>ウ 部隊編成訓練</p> <p>エ 火災現場活動及び救急救護訓練</p> <p>(2) 事業所及び住民訓練</p> <p>ア 出火防止訓練</p> <p>イ 初期消火訓練</p> <p>ウ 応急・救護訓練</p> <p>エ 通報連絡訓練</p> <p>オ 身体防護訓練</p> <p>3 実施時期及び場所</p> <p>基礎訓練は随時実施する。総合訓練は年1回以上実施する。</p>
初 期 消 火 等 の 訓 練	市 ・ 消 防 局 ・ 署	<p>大地震と同時に発生が予想される火災、救急事象に備え、市、消防機関及び市民が、初期消火、応急救護の協力体制を確立し、習熟することにより、地域防災組織の防災体制を整え、さらに防災意識の高揚を図る。</p> <p>1 実施内容</p> <p>(1) 各種消火器の取扱い指導及び消火器、三角バケツによる消火訓練</p> <p>(2) 可搬式小型動力ポンプによる消火訓練</p> <p>(3) 三角布による応急救護措置及び人工呼吸法</p> <p>(4) 起震車による地震動体験</p> <p>(5) その他</p> <p>2 実施期間</p> <p>年間随時。自主防災組織等の地域防災組織の指定する場所。</p>

救急・救助訓練	消防局・署	<p>地震時において、多数の負傷者やエレベーター等における閉じ込め事故などが多数発生することが予想される。このため迅速、的確な救助活動の確立と関係機関の協力体制に重点を置いた訓練を行い、震災時の救急・救助体制の確保に努める。</p> <p>1 参加機関                  (1) 市(区)                  (2) 住民・事業所                  (3) 市医師会                  (4) 日赤千葉県支部</p> <p>2 訓練項目                  (1) 各種救助事象による救出訓練                  (2) 負傷者の救急措置及び搬送訓練                  (3) 現場救護所の設置訓練                  (4) 救急・救護資機材の活用訓練</p> <p>3 実施時期及び場所                  防災の日の総合防災訓練とあわせて実施するほか、火災予防週間等において行う。</p>
警備・交通規制訓練	警察署	<p>大地震が発生した場合、被害の拡大を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施し、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び住民と協力して訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目                  (1) 部隊の招集、編成訓練                  (2) 署現地対策本部等の設置訓練                  (3) 交通規制訓練                  (4) 情報収集伝達訓練                  (5) 避難誘導訓練                  (6) 救出救護訓練                  (7) 通信訓練</p> <p>2 実施時期                  県、市、防災関係機関等が実施する訓練にあわせて実施する。</p>
各種機関別個別訓練	県水道局	<p>大規模地震発生前の予知対応型訓練と応急復旧中心の発災対応型訓練を国、近隣都県、市町村及び防災関係機関並びに住民の協力のもとに一体となって、総合的、有機的な訓練を実施する。                  訓練は、原則として防災の日(9月1日)に実施する。</p>
	東京電力(株)	<p>本店、千葉支店及び千葉支社は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認している。                  また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p>
	JR東日本(株)	<p>防災の日、防災週間及び各種運動期間中に次のような訓練を行う。</p> <p>1 非常招集訓練                  2 初期消火訓練                  3 情報伝達訓練                  4 旅客避難誘導訓練                  5 救出救護訓練</p> <p>また、関係自治団体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練に積極的に参加する。</p>

各種 機 関 別 個 別 訓 練	京成電鉄(株)	<p>地震に関する基礎訓練、初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を実施し、その徹底を期するとともに、下記のとおり、関係自治体等が実施する総合防災訓練及び各運動期間中各職場ごとに行う防災訓練を実施する。</p> <p>1 基本訓練（年2回以上実施）</p> <p>(1) 情報伝達の方法</p> <p>(2) 消火器の使用方法</p> <p>(3) 救急処置</p> <p>(4) 旅客の誘導案内方法</p> <p>2 総合訓練（年1回実施）</p> <p>(1) 情報連絡</p> <p>(2) 復旧要員非常招集訓練</p> <p>(3) 避難誘導訓練</p> <p>(4) 負傷者の救急訓練</p> <p>(5) 広報活動訓練</p>
	ガス事業者	<p>1 保安に関する教育及び訓練の実施</p> <p>ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の徹底を図るため、関係者に対し日常の業務を通して保安に関する教育を行うほか、以下の訓練を計画的に実施する。</p> <p>(1) 緊急呼出訓練 数回／年</p> <p>(2) 地震出動訓練 1回／年</p> <p>(3) 特定地下街等又は特定地下室等における防災訓練の実施 1回／年</p> <p>2 総合訓練</p> <p>県など七都県市・消防署等の公共機関が実施する大規模な地震を想定した総合的な訓練並びに市が実施する防災訓練に参加し、ガス施設に対する災害応急対策措置の訓練を行う。</p> <p>また、ガスによる事故の発生を未然に防止するとともにガス事故防止の意識高揚を目的とした各種安全設備機器の紹介と普及促進のPRを行う。</p>
	N T T 東 日 本 (株)	<p>防災を円滑かつ迅速に実施するため、年1回以上の訓練を実施している。また市で行う防災訓練にも参加している。</p> <p>1 情報伝達訓練（被害状況等の伝達訓練）</p> <p>2 非常招集訓練（勤務時間外の非常招集訓練）</p> <p>3 災害時における通信そ通確保（災害時措置計画の作成及び補正）</p> <p>4 各種災害対策用機器の操作運用訓練</p> <p>5 電気通信設備等の災害応急復旧訓練</p>

#### 第4 調査・研究

##### 1 関係機関との情報交換

国、都道府県、政令指定都市、その他市区町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にしてそれらの情報交換に努める。

##### 2 図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

##### 3 専門的調査・研究

市の防災上特に問題となる事項については、以下のとおり、専門的調査・研究を実施するよう努める。

また、これらの調査・研究結果や気象情報等を総合的な防災情報システムとして、有機的かつ的確な防災体制の確立に有するよう活用を図るものとする。

(1) 地震災害

市内6区に設置した地震計の震度データを活用することにより、的確な初動体制の確立、地震災害対策の充実を図る。

市の防災上特に問題となる施設、地域等については、地質ボーリング調査その他の専門的調査・研究を実施するよう努める。

また、宅地化の進展や都市の高層・深層化等に代表される地域の著しい変貌状況や調査技術の進展に併せて、随時総合的な防災特性の把握に努める。

※千葉市地震計設置場所（資料3-2）

(2) 風水害等

大雨・台風等の自然災害による被害の想定や降雨特性等に関する調査研究の実施をはじめとして、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展にあわせて、随時総合的な防災特性の把握に努めるものとする。

また、これらの調査・研究結果や気象情報等を総合的な防災情報システムとして、有機的かつ的確な防災体制として確立されるよう、必要な施設・設備及びソフトの導入手順等について、研究・調査する。

## 第3章 災害復旧計画

節	計 画 名	ページ
1	市民生活安定のための緊急措置	共 95
2	復興計画の策定	共 108
3	激甚災害の指定	共 110

## 第1節 市民生活安定のための緊急措置

### 第1 被災者の生活確保

#### 1 職業の斡旋 (担当班:生活文化班)

震災により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋について、県地域防災計画では、千葉労働局が離職者の把握に努め、被災状況を勘案のうえ、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じ、次の措置を講じることとしている。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施

市は、臨時市民相談所等において、離職を余儀なくされた被災者への相談事業を行う。  
また、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、臨時職業相談窓口の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

#### 2 税等の徴収猶予及び減免 (担当班:税務班、市民班、区情報班)

##### (1) 市税等

##### ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。  
(市税条例第5条)

(イ) その他の場合、災害がおさまった後、被災納税義務者等による申請があったときは、市長は納税期限を延長する。  
(市税条例第5条)

##### イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(地方税法〔昭和25年法律第226号〕第15条)

##### ウ 減免

被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について、市長又は区長が次により減免を行う。

## 減免措置の対象となる税目等

税 目	減 免 の 内 容
個人 の 市 民 税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。(市税条例第9条)
固定資産税・都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 (市税条例第9条)(地方税法第702条の8)
軽 自 動 車 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。(市税条例第9条)
特 別 土 地 保 有 税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。(市税条例第9条)
事 業 所 税	被災した納税義務施設の状況に応じて減免を行う。(市税条例第9条)
国 民 健 康 保 険 料	被災した納付義務者の状況に応じて減免を行う。(国民健康保険条例第33条)

## (2) 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取り扱いになっている。

## (3) 広報

税等の納税緩和・減免措置等に関する広報活動については、本部もしくは区本部が設置される期間においては、災害応急対策編第1章第3節及び同編第2章第3節「災害時の広報」により行う。

また、本部若しくは区本部廃止後においては、「市政だより」もしくはチラシの配布等により行う。

## 3 災害援護資金等の貸付

(担当班：保健福祉総務班)

## (1) 災害援護資金

市が、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく準拠基準による。)



対象となる災害	ア 千葉市に災害救助法が適用された場合の自然災害 イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害
貸付対象者	上記の自然災害で被害を受けた世帯の世帯主。ただし、世帯の総所得の限度額を世帯構成人数に応じて、以下のように定める。
	ア 1人 … 220万円
	イ 2人 … 430万円未満
	ウ 3人 … 620万円未満
	エ 4人 … 730万円未満
	オ 5人以上 … 730万円に加えて (世帯構成人数 - 4人) × 30万円
	ただし、住居滅失の場合は1、270万円
貸付対象となる被害の程度	ア 療養に要する期間が1か月以上である世帯主の負傷 イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合
貸付金額	ア 世帯主が療養期間1か月以上の負傷をした場合 限度額 ①住居が全壊した場合 350万円以内 ②住居が半壊した場合 270万円以内 (※350万円) ③家財の損害がその価格の概ね1/3以上である場合 250万円以内 ④家財の損害がその価格の概ね1/3未満である場合 150万円以内
	イ 世帯主が療養期間1か月以上の負傷がない場合 限度額 ①住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円以内 ②住居が全壊した場合 (①を除く) 250万円以内 (※350万円) ③住居が半壊した場合 170万円以内 (※250万円) ④家財の損害がその価格の概ね1/3以上である場合 150万円以内  ※被災した住居を建直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざる得ない場合等特別の事情がある場合。
償還期限	10年 (うち据置期間3年)
償還方法	半年賦
利率	年3% (据置期間は無利子)
財源	3分の1を市 (指定都市) 負担

(2) 生活福祉資金

市社会福祉協議会を窓口として、貸付けを行う制度である。

貸付内容その他制度のあらまは、以下のとおりである。

## ア 福祉資金 福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）

資金の内容 (具体的な経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した住宅を復旧するための経費</li> <li>・被災に伴って転宅するための経費</li> <li>・被災した家財道具等を購入するための経費</li> <li>・主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合の復旧経費</li> </ul>
貸付対象者	低所得世帯
貸付金額	一世帯 150万円以内
償還期間	据置期間経過後7年以内
償還方法	年賦、半年賦又は月賦
利子	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）
連帯保証人	原則として、次の条件を満たす連帯保証人を立てることが必要。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、資金の貸付けを受けることができる。 1 借入申込者と別世帯であり、生計を別にする者であって、原則として借受人と同一都道府県に居住し、かつ、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 2 現在、生活福祉資金等の借受人又は借受申込人となっていない者
申込方法	官公署が発行する被災証明書等必要経費のわかる書類を添付し、千葉市社会福祉協議会へ申し込む。

※ 福祉費の借受人は、民生委員の指導援助を併せて受ける。

## イ 福祉資金 緊急小口資金

資金の内容	被災等によって、緊急かつ一時的に生活費が必要なときで、生計の維持が困難となった場合の費用
貸付対象者	低所得世帯
貸付金額	一世帯 10万円以内
償還期間	据置期間経過後8月以内
償還方法	月賦
利子	無利子
連帯保証人	不要
申込方法	健康保険証の写し、住民票の写し及び印鑑登録証明書、官公署発行の被災証明等必要経費のわかる書類を添付し、千葉市社会福祉協議会へ申し込む。

## 4 住宅復興のための支援

(担当班：建築班)

## (1) 住宅建築資金等利子補給

市が、制定した「千葉市住宅建築資金等利子補給金交付要綱」に基づき、災害により住宅が滅失又は損傷した者に対する利子補給制度である。制度のあらまは、以下のとおりである。

対象となる災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により生ずる被害						
補給対象者	災害により住宅が滅失又は損傷した者で、金融機関から融資を受ける者。						
対象となる融資及び限度額	<table border="0"> <tr> <td>新築住宅融資（建替え等）</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>既存住宅購入融資</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>リフォーム工事</td> <td>400万円</td> </tr> </table>	新築住宅融資（建替え等）	1,000万円	既存住宅購入融資	1,000万円	リフォーム工事	400万円
新築住宅融資（建替え等）	1,000万円						
既存住宅購入融資	1,000万円						
リフォーム工事	400万円						
利子補給率	年利1.0%相当						
補給期間	当初5年間						

(2) 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向低利融資制度がある。

なお、融資適用災害の主な要件及び資金の種別は、以下のとおりである。

対象となる災害	<p>ア 千葉市に災害救助法が適用された場合の災害</p> <p>イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害</p>
---------	--

ア 建設・購入資金の融資

貸付対象者	被災直前の建物価額の5割以上の被害を受けたもので、1戸あたりの住宅部分の床面積が13㎡以上、175㎡以下の住宅を建設する者とする。 また、建物と同時に宅地についても被害を受け、宅地が流失して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。								
貸付限度	<table border="0"> <tr> <td>(ア) 耐火、準耐火構造の建物建設費</td> <td>1,460万円以下</td> </tr> <tr> <td>(イ) 木造等の建物建設費</td> <td>1,400万円以下</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 土地取得費</td> <td>970万円以下</td> </tr> <tr> <td>(エ) 整地費</td> <td>380万円以下</td> </tr> </table>	(ア) 耐火、準耐火構造の建物建設費	1,460万円以下	(イ) 木造等の建物建設費	1,400万円以下	(ウ) 土地取得費	970万円以下	(エ) 整地費	380万円以下
(ア) 耐火、準耐火構造の建物建設費	1,460万円以下								
(イ) 木造等の建物建設費	1,400万円以下								
(ウ) 土地取得費	970万円以下								
(エ) 整地費	380万円以下								
利率	年2.1%（平成19年3月13日現在）								
償還期間	耐火造、準耐火構造、木造（耐久性）35年以内、木造（一般）25年以内。 ただし、融資の日から3年以内の元金据置期間を設けることができ、その期間、償還期間を延長できる。								

イ 補修資金の融資

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上で、被災直前の建物価額の5割未満の被害の場合、補修資金を融資する。 また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けたため整地を行う者に整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	(ア) 耐火、準耐火構造 640万円以下 (イ) 木造 590万円以下 (ウ) 移転費 380万円以下 (エ) 整地費 380万円以下 ただし、移転費と整地費を併せて380万円以下とする。
利率	年2.1% (平成19年3月13日現在)
償還期間	20年以内 ただし、融資の日から1年以内の元金据置期間を設けることができ、その期間、償還期間を延長できる。

5 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金

(担当班：保健福祉総務班、区対策第2班)

市が、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する弔慰金の支給制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく準拠基準による。)

対象となる災害	ア 千葉市の市域内で5世帯以上の滅失があった自然災害 イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害 ウ その他厚生労働大臣が上記と同等と認める特別の事情がある場合の自然災害
支給対象	上記の災害による死亡者 (当該災害のやんだ後3ヵ月以上の行方不明者をふくむ)
支給対象遺族	死亡当時の配偶者(事実婚をふくむ)、子、父母、孫、祖父母を対象とする。なお、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	ア 主たる生計維持者の死亡 500万円 イ その他 250万円
費用負担	国2分の1、県4分の1、市4分の1 ただし、県、市の負担分は特別交付税で算定される。

(2) 災害障害見舞金

(担当班：保健福祉総務班、区対策第2班)

市が、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき制定した「災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する見舞金の支給制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく準拠基準による)

対象となる災害	ア 千葉市の市域内で5世帯以上の滅失があった自然災害 イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合の災害 ウ その他厚生労働大臣が上記と同等と認める特別の事情がある場合の自然災害
支給対象	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	ア 主たる生計維持者の障害 250万円 イ その他 125万円
費用負担	国2分の1、県4分の1、市4分の1。 ただし、県、市の負担分は特別交付税で算定される。

(3) 災害見舞金の支給

(担当班：区対策第2班、市民班)

市が、制定した「千葉県災害見舞金の支給等に関する要綱」により実施する災害見舞金の支給制度である。

そのあらまは、以下のとおりである。

対象となる被害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、火災等の災害により生ずる被害	
支給対象	市内に生活の拠点を有する者で構成する世帯で、災害を受けたもの	
見舞金	分類 1	ア 住家の全焼、全壊又は流失 50,000円 (30,000円) イ 住家の半焼、半壊 30,000円 (20,000円) ウ 住家の床上浸水 30,000円 (20,000円) ※準世帯は( )の金額とする。準世帯：アパート等に住む単身者
	分類 2	ア 自然災害による死亡 (主たる生計維持者の場合) 1,000,000円 イ 自然災害による死亡 (前掲以外の場合) 500,000円 ウ 自然災害以外の災害による死亡・行方不明 50,000円 エ 災害による負傷・疾病 (入院治療1ヵ月以上の重傷者) 10,000円
支給の制限	次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しない。ただし、イに掲げる場合については、上記分類2以外に該当する見舞金は、支給することができる。 ア 災害救助法の適用をうけた災害 イ 条例による支給を受けた場合 ウ 故意に住家を焼失又は損壊したとき。 エ 住家として使用していない建物の被害	

6 被災者生活再建支援金 (担当班：保健福祉総務班、区対策第2班)

平成10年5月に成立し、平成16年4月及び平成19年11月に一部が改正された被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金が被災者に対して、被災者生活再建支援金を支給する場合には、支給申請等に関する事務を行う。

(1) 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(3) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(4) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 ( (3) アに相当 )	解体 ( (3) イに相当 )	長期避難 ( (3) ウに相当 )	大規模半壊 ( (3) エに相当 )
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

7 災証明書の発行 (担当班：区対策第1班、市民班、消防部消防隊)

(1) 担当部署

り災証明書の発行事務は、市民部(市民班)の協力により区本部(対策第1班)が担当する。

なお、本部が設置されない場合、又は廃止された以降については、市民局(市民部総合防災課)

の協力により区（地域振興課）が担当する。

(2) 発行の手続

区本部（対策第1班）は、区本部に集約された個別調査結果に基づき、「り災者台帳」を作成し、被災者の「り災証明書」発行申請に対してこの「り災者台帳」により確認のうえ、発行するものとする。なお、「り災者台帳」により確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「り災証明書」を発行するものとする。

(3) 証明の範囲

「り災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について、証明するものとする。

ア 住家

- (ア) 全壊
- (イ) 流失
- (ウ) 半壊
- (エ) 大規模半壊
- (オ) 床上浸水
- (カ) 床下浸水
- (キ) 全焼
- (ク) 半焼

※「全焼」及び「半焼」については、消防隊（消防署）において発行する。

イ その他市長が必要と認める事項

(4) その他

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

※り災証明書様式（資料 10-1）

8 郵便物の特別取扱等 （郵便事業㈱・郵便局㈱、NHK）

災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて、千葉市内の支店（郵便局）において、以下に掲げるとおり、郵政事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策を実施することとなっている。

また、NHK受信料の免除等も行うこととなっている。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 り 扱 い
郵便事業(株)・郵便局(株)	<p>災害が発生した場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p> <p>(1) 郵便事業株式会社</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付支店(局)は集配支店(局)とする。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 なお、取扱支店(局)は、原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する支店(局)とする。</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受支店(局)はすべての支店(局)とする。</p> <p>(2) 郵便局株式会社</p> <p>ア 災害時における窓口業務の維持に関すること。</p> <p>イ 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び、株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。</p>
N H K	<p>(1) 災害救助法が発動された区域内において半壊・半焼以上の被害を受けた建物に設置された受信機に係る放送受信契約等について、放送受信料の免除を行う。</p> <p>(2) 避難所への受信機の貸与を行う。</p>

## 第2 農林漁業関係対策

担	責 任 者	経済農政部長(経済農政局長)
当	班	農政班

### 1 融資の種類

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、(株)日本政策金融公庫資金(農林水産事業)については(株)日本政策金融公庫、農業協同組合、受託金融機関へ行う。

(1) (株)日本政策金融公庫による復旧に必要な資金融資



(2) 農業協同組合による復旧に必要な資金融資

2 利子補給

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林漁業者が借入れた資金に対する利子補給（国・県・市）
- (2) 千葉市災害対策利子補給金交付要綱に基づく被害を受けた農業者が借入れた資金融資に対する利子補給（市）

第 3 中小企業関係対策

担	責 任 者	経済農政部長（経済農政局長）
当	班	経済班

1 セーフティネット資金（県）

(1) 市町村認定

- ア 融資対象者 (ア) 中小企業者等であって、セーフティネット保証（中小企業信用保険法第 2 条第 4 項）に係る市町村長の認定を受けたもの  
(イ) 中小企業者等であって、国が指定した激甚災害を受け、経営に支障を来しているもの
- イ 資金使途 設備資金、運転資金
- ウ 融資限度額 1 中小企業者等 8,000 万円
- エ 融資期間 設備資金 10 年以内（1 年据置）、運転資金 7 年以内（1 年据置）
- オ 融資利率 1.7～2.3%

(2) 市町村認定以外

- ア 融資対象者 中小企業者等であって、次の各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの
  - (ア) 最近 3 か月又は 6 か月の売上高が直近 3 年間のいずれかの同期と比べて 10%以上（不況業種を営む者については 5%以上）減少しているもの
  - (イ) 取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっているもの
  - (ウ) 組合員の経営破たんにより資金繰りに支障を生じているもの（組合に限る）
  - (エ) 中小企業者等であって、特定の災害により被害を受け、その復旧のための資金を必要とするもの
  - (オ) その他知事が特に必要と認めたもの
- イ 資金使途 設備資金、運転資金
- ウ 融資限度額 1 中小企業者 3,000 万円（融資対象者のエのみ 6,000 万円）
- エ 融資期間 設備資金 10 年以内（1 年据置）、運転資金 7 年以内（1 年据置）

オ 融資利率 2.0～2.6%

2 災害復旧資金（市）

(1) 融資対象者

ア 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、特定の災害による被害を受け、その復旧のための資金を必要とするもの

イ その他市長がこの資金の融資を必要と認めた災害

(2) 資金使途 設備資金、運転資金

(3) 融資限度額 3,000 万円

(4) 融資期間 設備資金7年以内（1年据置）、運転資金5年以内（1年据置）

(5) 融資利率 年1.8%

(6) 利子補給 年1.8%

第4 義援金の受入れ等

担	責 任 者	保健福祉部長（保健福祉局長）、市民部長（市民局長）
		会計部長（会計管理者）、区本部長（区長）、
当	班	保健福祉総務班、市民班、生活文化班
		会計班、区情報班（区会計室）
	関係機関	日本赤十字社千葉県支部、千葉県共同募金会、指定金融機関

1 義援金の受入れ

(1) 受付場所の設置

会計部長及び区本部長は、市役所会計室及び区役所会計室に被災者に対する義援金の受付窓口を開設する。

(2) 義援金の受付け

会計部長及び区本部長は、義援金の申出を受けた場合は、受付時間、金額、配分先等、受付簿に必要事項を記録し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に領収書を交付する。

(3) 配分先・使途を指定した義援金

配分先や使途を指定した義援金については、関係各班へ送付するなど受付窓口の責任において処理する。

※義援金領収書の様式（資料 10-2）

2 義援金の保管

(1) 会計部長は、義援金を区会計室受付分等含めて取りまとめし、配分等が決定するまでの間、市指定金融機関等へ一時預託により保管する。

有価証券等についても、台帳等受付簿を作成し、保管・管理する。

(2) 会計部長は、義援金の受入れ額及び関係資料等を定期的に保健福祉部長に報告する。

### 3 義援金の募集

保健福祉部長は、災害の発生に際し、被災者に対する義援金の募集が必要な場合には、関係機関等を含めた、義援金募集・配分委員会を設置し、募集を行う。

#### (1) 義援金募集・配分委員会所掌事務

- ア 募集・受付・保管方法等についての決定
- イ 被災者に対する広報等による申請受付等の伝達
- ウ 配分基準・配分計画の決定
- エ 義援金収納額や使途について、寄託者及びマスコミ等への周知
- オ 監査の実施方法
- カ 関係機関との事務の分担
- キ 関係機関との事務費の負担区分

### 4 義援金の配分

(1) 義援金募集・配分委員会等において決定された配分基準・配分計画により配分を行う場合、義援金の交付対象となる被災者を所管している本部各班は、対象被災者への広報等に努めるとともに、申請書の作成、区受付窓口の設置、要件審査等を行う。

また、口座等への振込交付を行う場合は、指定金融機関と連携を図り申請者データの管理・作成等を行う。

保健福祉部長は、募集・配分委員会を設置しない場合は、県あるいは日赤等から送付され、また、市へ寄託される義援金の配分について、配分基準、配分計画を作成し、災害対策本部において配分方法等を決定する。

### 5 義援品の受入れ

義援品の受入れは、企業、団体等からの物資のみとし（県等から配分される義援品を含む）、個人からの義援品は受け付けないことを原則とする。

なお、義援品の受入れ・集積、各避難所等への配送については、他市町村等からの救援物資と同様の取扱いとする。

※災害応急対策編第1章第11節第2及び同編第2章第11節第2「輸送拠点・集積場所」、同編第1章第13節第2及び同編第2章第12節第2「食品の供給」参照

## 第5 総合相談窓口の設置

被災者の生活確保ための各種手続き、り災証明書の発行等、様々な問合せ・相談等に対応するため、市役所及び区役所等に担当各班合同による総合相談窓口を設置し、円滑な対応を行う。

※災害応急対策編第1章第12節第5及び同編第2章第13節第5「災害相談の実施」参照

## 第2節 復興計画の策定

担	責 任 者	都市部長（都市局長）
当	関 係 機 関	建築班、都市班

### 第1 すまいとまちづくりの緊急整備の基本目標

災害により多大な被害を被った市街地と住宅の緊急整備をするため、災害に強いまちづくり及び良好な住宅の供給を実現するため基本目標を次のとおり定める。

- ①市民の生活基盤の早期再建の実現
- ②災害に強いまちづくりの推進

### 第2 すまいとまちづくりの緊急整備の基本方針

すまいとまちづくりの緊急整備を図るうえでの基本目標の実現にむけて緊急整備条例等を制定し、それに定める復興の理念に基づき、市民・行政が一丸となって、すまいとまちづくりに取り組む。

#### 1 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを行うため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）及び住環境整備の各事業その他の事業制度を有効に活用し、まちづくりを推進する。

#### 2 住宅の早期大量供給

失われた大量の住宅を早期に回復するため、官民を問わず住宅供給事業の総力を結集して、市域全体で良好な住宅供給を進める。

### 第3 主要な施策

#### 1 災害に強いまちづくり

- (1) 土地区画整理事業におけるすまいとまちづくり
- (2) 市街地再開発事業におけるすまいとまちづくり
- (3) 住環境整備の各事業によるすまいとまちづくり

#### 2 公的住宅の供給

- (1) 災害公営住宅等の建設
- (2) 特定優良賃貸住宅の活用等

- (3) 再開発系住宅の供給
- (4) 都市再生機構、住宅供給公社による供給

### 3 被災者住宅の再建のための支援

- (1) 住宅建築資金利子等補給
- (2) 住宅金融支援機構の支援
- (3) 住宅再建の為の相談窓口を開設

**第3節 激甚災害の指定**

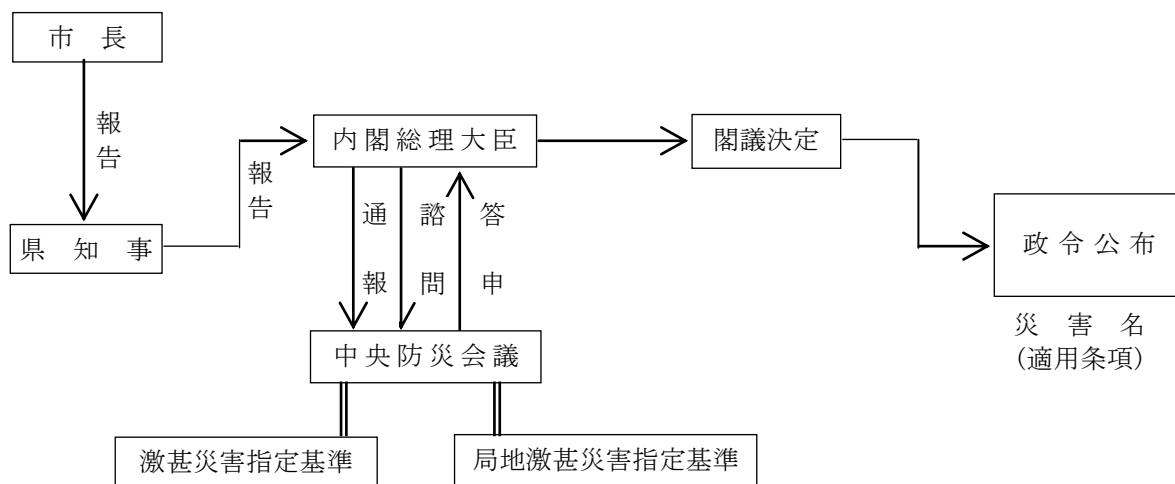
担 当	責 任 者	市民部長（市民局長）
		関係各部長、区本部長
	関 係 機 関	総務班、関係各班、区本部班

**第1 激甚災害指定の手続**

激甚災害指定の手続は、次のとおり行われることになる。

- 1 本部長（市長）は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。県知事に報告できない場合は内閣総理大臣に報告する。
- 2 県知事は、本部長（市長）からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。  
(以上は、災害対策基本法第53条による)
- 3 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき必要と認めたときは、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 4 この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- 5 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、続いて政令として公布される。

以上のように行われる手続の流れを図に示すと次のとおりになる。



## 第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

本部長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

## 第3 激甚災害指定の基準

いわゆる激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）の2つの指定基準がある。

※激甚災害指定基準（資料10-3）

## 第4 特別財政援助額の交付手続

本部長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は、以下のとおりである。

- ①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ②農林水産業に関する特別の助成
- ③中小企業に関する特別の助成
- ④その他の財政援助及び助成

※災害復旧に伴う国の財政援助等（資料10-4）